

1 . 平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会議事日程（第 1 日）

平成 21 年 12 月 7 日 開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議報告第 9 号 中間報告について（行財政改革特別委員会中間報告）
- 日程 4 議案第 212 号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条令の一部を改正する条例について
- 日程 5 議案第 213 号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 日程 6 議案第 214 号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程 7 議案第 215 号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程 8 議案第 216 号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程 9 議案第 217 号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について
- 日程 10 議案第 218 号 平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程 11 議案第 219 号 平成 21 年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につ  
いて
- 日程 12 議案第 220 号 平成 21 年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につ  
いて
- 日程 13 議案第 221 号 平成 21 年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につい  
て
- 日程 14 議案第 222 号 平成 21 年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 15 議案第 223 号 平成 21 年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程 16 議案第 224 号 平成 21 年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3  
号）について
- 日程 17 議案第 225 号 平成 21 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第  
1 号）について
- 日程 18 議案第 226 号 平成 21 年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第 1 号）につい  
て

- 日程 19 議案第 227 号 平成 21 年度郡上市水道事業会計補正予算（第 2 号）について  
 日程 20 議案第 228 号 平成 21 年度郡上市病院事業等会計補正予算（第 3 号）について  
 日程 21 議案第 229 号 財産の取得について  
 日程 22 議発第 11 号 東海北陸自動車道 4 車線化の早期実現を求める意見書について  
 日程 23 報告第 21 号 専決処分の報告について  
 日程 24 議報告第 10 号 諸般の報告について（議員派遣報告）  
 日程 25 議報告第 11 号 諸般の報告について（月例出納検査報告結果[平成 21 年 7 月・8 月・9 月分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計等]）

## 2．本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

## 3．出席議員は次のとおりである。（21 名）

1 番	田 中 康 久	2 番	森 喜 人
3 番	田 代 はつ江	4 番	野 田 龍 雄
5 番	鷲 見 馨	6 番	山 下 明
7 番	山 田 忠 平	8 番	村 瀬 弥治郎
9 番	古 川 文 雄	10 番	清 水 正 照
11 番	上 田 謙 市	12 番	武 藤 忠 樹
13 番	尾 村 忠 雄	14 番	渡 邊 友 三
15 番	清 水 敏 夫	16 番	川 嶋 稔
17 番	池 田 喜八郎	18 番	森 藤 雅 毅
19 番	美谷添 生	20 番	田 中 和 幸
21 番	金 子 智 孝		

## 4．欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5．地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	松 井 隆
総 務 部 長	山 田 訓 男	市 民 環 境 部 長	大 林 茂 夫

健康福祉部長	布 田 孝 文	農林水産部長	服 部 正 光
商工観光部長	田 中 義 久	建 設 部 長	井 上 保 彦
水 道 部 長	木 下 好 弘	教 育 次 長	常 平 毅
会 計 管 理 者	蓑 島 由 実	消 防 長	池ノ上 由 治
郡上市民病院 事 務 局 長	池 田 肇	国保白鳥病院 事 務 局 長	酒 井 進
郡 上 市 郡上偕楽園長	松 山 章	代表監査委員	齋 藤 仁 司

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日 置 良 一	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	羽 田 野 利 郎
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	山 田 哲 生		

### 開会および開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様方には大変御多用のところ、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

大変朝晩、寒くなってまいりましたので、体調を管理されまして、健康には十分御注意いただき、十分な審議を願いたいと思います。

ただいまから、平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会を開会をいたします。本定例会の議案は 19 件、報告が 4 件であります。どうかよろしく御協力をお願いをいたします。

ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますので、御了承をお願いします。

（午前 9 時 30 分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、会議録署名議員には 11 番 上田謙市君、12 番 武藤忠樹君を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（美谷添 生君） 日程 2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程においては、去る 11 月 30 日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 12 月 7 日から 12 月 18 日までの 12 日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 12 月 7 日から 12 月 18 日までの 12 日間と決定しました。

会期日程については、お手元に配布してありますので、お目通しをお願いをいたします。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

---

市長あいさつ

議長（美谷添 生君） 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをお願いします。

市長（日置 敏明君） おはようございます。

平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会の開会にあたり、ごあいさつ並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、過日、開催いたしました白山文化フォーラムには、議員各位並びに多くの市民の皆様方に御参加いただき、盛大に開催することができました。この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。式典におきましては、2 名の市政功労者の表彰、そして市の魚、鮎の制定の発表をいたしました。市の魚、鮎につきましては、今後、市の木「もみじ」市の花「こぶし」とともに大いに P R 活用していきたいと考えております。日本経済は景気低迷が続く失業率も高水準にあり、またデフレ進行や急激な円高への懸念が高まるなどきわめて厳しい状況にあり、引き続き経済危機対策の推進が求められるところであります。一方、国の新年度予算編成につきましては、行政刷新会議によるいわゆる事業仕分け等を含め、各省庁から提出された概算要求の精査を行う作業が現在進められているところでございます。また、早急に追加経済対策を講ずるために、平成 21 年度の予算の第 2 次補正予算につきましても、その規模、内容等について目下最終的な詰めが急がれているところでございます。今後、こうした国の動向等に注意を払い、状況を見極めながら市としての的確な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案、条例改正 6 件、補正予算 11 件、その他、これは財産取得でございますが、1 件につきましてその概要を申し上げます。

議案第 212 号は、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であります。雇用保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 213 号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。報酬及び費用弁償の支給を適正に行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 214 号は、郡上市税条例の一部を改正するものでありますけれども、固定資産評価審査委員会の委員の定数を、現行の 7 人から 3 人に改めようとするものであります。

次に、議案第 215 号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。地区集会所の施設の一部、全部で 24 施設になりますけれども、これらを地元自治会への無償譲渡を進めるため、その前段の手続きとして、公の施設としての位置づけを廃止するた

め、所要の改正を行うものであります。

議案第 216 号は、郡上市消防団等公務災害補償条例の一部改正であり、消防法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 217 号は、郡上市市有住宅管理条例の全部改正であります。雇用促進住宅しるとり宿舍の購入等に伴い、現行条例の全部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 218 号から議案第 228 号までは、平成 21 年度郡上市一般会計補正予算を始めとして、合計 11 会計における予算の補正をお願いするものでございます。そのうち、一般会計でございますが、歳出の主な内容といたしまして、障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業に 2,170 万 6,000 円、安心子ども基金による地域子育て創生事業に 1,235 万 6,000 円、森林整備地域活動支援交付金事業に 1,060 万円、工場等設置奨励金交付事業に 657 万 4,000 円をそれぞれ計上するとともに、まちづくり交付金事業につきましては、4,254 万円の減額を行うというもの等でございます。この他、職員給与費などにつきましては、職員の異動、人事院勧告共済費負担率の変更等に伴いまして、人件費の減額を 1,384 万 2,000 円行うとするものでございます。以上の補正増、補正減の要素を総合いたしまして、一般会計補正といたしまして、645 万 9,000 円を追加しようとするものでございます。なお、これらに必要な財源としましては、国庫支出金 2,670 万 1,000 円、県支出金 4,426 万 3,000 円などであります。

一方、市債につきましては、4,540 万円を減額するものであります。その他、一般会計以外の特別会計、公営企業会計につきましても、年度の進行等に伴う事業の確定等により、それぞれ所要の補正を行うものであります。

議案第 229 号は、財産の取得についてであり、雇用促進住宅しるとり宿舍の土地建物を独立法人雇用能力開発機構から取得しようとするものであります。

以上が、本定例会に提案をいたしました、議案の概要でございます。この他、専決処分の報告がございます。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従いそれぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（美谷添 生君） ありがとうございます。

---

#### 議報告第 9 号について（報告）

議長（美谷添 生君） それでは、日程 3 議報告第 9 号 中間報告について 行財政改革特別委員会中間報告を議題といたします。

委員長より報告を求めます。21 番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 21番。おはようございます。ただいま議題になっております報告第9号であります。行財政特別委員会の中間報告をさせていただきたいと思っております。

本委員会におきましては、さくねんの4月に設置発足をしておるわけでございまして、2年間の任期を持ちまして課題を審査しておるわけでありましたが、さくねんの12月本定例会におきまして中間報告を第1回やらさせていただきましたが、本日第2回の報告でございまして、来年の3月定例会に向けまして、最終報告のために鋭意、検討研究中でございまして、お手元に報告内容につきましては、議案としてお示しをしておりますが、報告は提案の部分と事務調査の経過報告等の2つに分かれておりますが、提案につきましては朗読をもちまして報告に変えさせていただきたいと思っておりますし、事務調査に関する部分につきましては印刷プリントがございまして、議員に置かれましては、御一読賜わるようお願いしたいと思います。それでは報告をさせていただきます。

1つ、長良川鉄道のあり方についての提言。1、提言についての経緯と事由であります。

1、新市発足時における前裕孝司市長からの検討要請。2、市議会交通対策特別委員会の審議経過報告書。3、合併後における審議会での質疑の状況。これは一般質問の質疑の状況のことです。4、郡上市の財政負担と財政の健全性の確保。5、市民的視点からの状況把握。この5点が経緯と事由の点でございます。

2、改革の提言について。提言1、平成23年度以降、美濃白鳥駅～北濃駅間(3駅、6km)を運休する。括弧表示であります。2年間の猶予期間を経て、平成25年度までに廃線とする。提言2、平成25年度までに郡上八幡駅～美濃白鳥駅間(9駅、19.2km)の利活用状況をみて、平成27年度までに存廃について判断する。提言3、洲原駅～郡上八幡駅間(12駅、25.2km)については、基本的に存続すべきものとし、利用促進策を多面的に検討、実行する。提言3であります。提言に関する諸課題。1、小・中・高校生徒の通学対策の実施。2、廃線区間での鉄道施設利活用の確立。3、廃線時のコスト負担と対策。以上が提言の内容であります。引き続きありますが、これは選挙公営制度の先行事例の調査、研修についての結果につきまして、文書報告をいたしておりますので、この点につきましては、朗読を割愛させていただきますので、どうぞ御一読いただきますようお願いいたします。以上、報告をさせていただきます。ありがとうございました。

議長(美谷添生君) 以上で報告を終わります。

---

議案第212号から議案第217号について(提案説明・委員会付託)

議長(美谷添生君) お諮りをいたします。日程4 議案第212号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正する条例についてから、日程9

議案第 217 号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例についてまでの 6 件を一括議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第 212 号から議案第 217 号までの 6 件を一括議題といたします。順次説明を求めます。説明につきましては、出来るだけ簡略に要旨について説明をお願いをいたします。それでは説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長(松井 隆君) おはようございます。それでは議案第 212 号を御覧いただきたいと思います。

議案第 212 号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

2 枚おめくりいただきまして、条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。右が旧で左が新でございます。第 16 条でございますが、この条例に定めがない事項ということで、地方公務員災害補償法の規定と、この条例と両方で規定を定めておるものでありまして、条例にない分については、この地方公務員法、公務員災害補償法の第 3 章、第 3 章といいますのは、条例の法律の第 24 条から第 48 条まででございますけれども、その規定を、条例に定めがない場合はその法律上規定をするということなんですが、ただしこの括弧書きでございますけれども、この括弧書きについてはこの適用を除くという部分の改正でございますけれども、右の旧のところを御覧いただきますと、45 条、46 条、46 条の 2 にアンダーラインが引いてあります。それで新の方を御覧いただきますと、第 25 条が 1 つ増えております。この増えておりますのは、現行、この地方公務員災害補償法の第 25 条では、いわゆる補償の種類の規定が書いてあるわけでございますけれども、現在の条例の中にも既に同じ規定がありまして、重複をしておるということで、この度準則に基づきまして、この 25 条をここに加えて、いわゆる除くわけでございますけれども、条例の規定のみとさせていただくということでございます。

また、もう 1 つ、第 46 条の 2 というものが、今回のこの括弧書きから削られておりますけれども、この 46 条の 2 は、船員法によります船員の災害補償につきましては、地方公務員災害補償法の適用除外と従来はなっておりましたけれども、法律改正によりまして、船員も同

法の対象とされることになるために、この条例の括弧内の除外規定から削除するという  
ことで、いわゆる対象にしていくということでございますけれども、という改正でござい  
ます。実質的に、郡上市において、船員というものが、職がないために特に該当はござい  
ませんが、準則どおりにこの度改正をさせていただくというものでございます。なお、施行  
期日でございますけれども、この法律改正の施行に合わせまして、平成 22 年 1 月 1 日  
施行というふうにさせていただくものでございますが、よろしく願いをいたします。

次に、議案第 213 号を御覧いただきたいと思います。

議案第 213 号、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり定めるものとする。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由。非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の支給を適正に行うため、この条例を  
定めようとするものでございます。

2 枚おめくりいただきまして、同じく新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず今  
回この提案をさせていただきますのは、先の議会にも 1 件ございましたけれども、合併協に  
おけます条例の地調整の一部に瑕疵がございまして、この際総点検をこの条例の中に出て  
くるものをさせていただきました。そこで一部合併協におきます、瑕疵の部分につきましては、  
この度改正によって改めさせていただくというものが、少し出て参りました。

それではまず最初に、この別表第 2 条関係でございますけれども、選挙管理委員会の委員  
長、それから選挙管理委員会の委員、それから選挙長、開票管理者、選挙立会人、それから  
開票立会人、この職につきましては、今まで報酬が日額という定めをしておりました。この  
ことにつきましては、左を御覧いただきますと、日額を 1 回というように改めさせていただ  
くものでございます。特に重大な問題があるというわけではございませんけれども、たまた  
まこの職にあたりましては、夜中の 12 時を過ぎて日をまたぐことも、場合によってはあると  
いうようなこともございまして、これを 1 回ということで、根拠を明確にさせていただく  
というものでございます。それからやや下の方の郡上有線テレビジョンというようにござい  
ますが、これにつきましては、他の条例等の整合性の関係から瑕疵がありましたので、  
左のように、郡上有線テレビというように改めをさせていただくものでございます。

それからおめくりをいただきまして、2 ページでございますけれども、防災会議委員とい  
うのが新たに加わっております。これにつきましても、合併調整による瑕疵でござい  
ますが、欠落をいたしておりましたので、今回入れさせていただくものでございます。

それから、次の環境衛生センター運営審議会委員でございますが、これにも同じくでござ

いますけれども、この委員会は審議会は、建設時に必要ということで定めたものでございまして、合併以後は存在をしないということで、今回除くものでございます。

次に、介護保険認定審査会委員の（１）同じく（その他）でございますけれども、これにつきましても同じでございますけれども、委員の名前が、法律あるいは他の条例と整合性がない、異なっているために左のように保険を取りまして、介護認定審査会委員というように改めさせていただくものでございます。

次に、介護保険施策検討委員会委員でございますけれども、このものにつきましては、別途設置をいたしております郡上市健康福祉推進協議会がこの機能を担っているために当委員会は不要となっているために、除くものでございます。

次に、郡上偕楽園苦情処理委員会を苦情解決委員会というふうに変更するわけでございますけれども、これも合併協の時からのものでございますけれども、委員名が他との整合性がないということで改めさせていただくものでございます。

それから下の郡上八幡景観審議会でございますけれども、これは景観審議会というふうに変更させていただくものでございますけれども、これも合併協からの瑕疵でございますが、他の条例と整合性のために改めさせていただくものでございます。なお、別表の備考のところでございますけれども、１つ加えまして、今までのものに１をつけて２といたしまして、費用弁償の距離につきましては、片道によるというものを加えまして、明確な表現とさせていただきます。以上でございますが、よろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） それでは、議案第 214 号、第 215 号の説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） それでは、議案第 214 号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第 214 号、郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 12 月 7 日  
提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会の委員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。としてございます。

１枚めくっていただきますと、第 78 条中、「7 人」を「3 人」に改める。附則でございますが、この条例は、平成 22 年 4 月 30 日から施行するとしてございます。この固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法の定めに基づきまして、423 条の第 2 項ですが、定数は 3 人以上として市の条例で定めるということになってございます。郡上市におきましては、合併以降のこともありまして、それぞれ旧町村の数の 7 人で構成をしまして今に至っており

ますが、この間の案件が 18 年に 1 件あったという現実がございます。また、他の、市のですね、この評価委員会に対する審査委員会に対する状況を調べましたところ、本巢市の 5 人を除きまして、他の市におきましては、3 人で現実やっておられるというような状況でもございます。そうしたことを勘案しまして、市におきましても、改選期のところで迎えますので、3 人体制に改めさせていただくということでございます。なお、附則で 22 年 4 月 30 日からとしてございますのは、現在の任期が平成 19 年 4 月 30 日から 22 年の 4 月 29 日ということになってございますので、現、委員さんの任期満了を待って、次の選任の委員さんから 3 人体制にさせていただくという取り組みでございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第 215 号につきまして、御説明させていただきます。

議案第 215 号、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするとしてございます。

2 枚はねてもらいますと、新旧対照表をつけてございます。この公の施設、特に集会施設につきましては、短期の見直し施設との位置づけの元で、作業を進めてございます。施設の総数としましては、107 施設集会所ございまして、そのうちの 97 施設が、条例で定められておることとございます。このほど、現実といいますか、管理の実態としましては、自治会の方で管理していただいているような背景の中で、自治会の意向を十分踏まえながら、自治会へ無償で払い下げるという協議を進めてまいりました。

その結果、公の施設の設置及び管理に関する条例の中で位置づけております、24 施設につきまして、このほど、払い下げのそういう手続きをさせていただくということでございます。なお、今回は、まずは行政財産から普通財産に移行させていただき、予定では、3 月の定例会の折に、無償譲渡の関係のまた条例を提案させていただき、手続きを進めたいというものでございますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、新旧対照表の旧のところ、1 ページでございますが、見て頂きますと、まずは名称位置、種類の区分で書いてございます。大瀬子コミュニティー消防センター、八幡町瀬取 653 番地 4、同、となつてございますが、削除させていただくということでございます。

次に、郡上八幡千虎農林集会所、八幡町吉野 259 番地 1、地域に適した転作を促進するための施設を削除します。

続きまして、郡上八幡河鹿 1 区集落センター、八幡町河鹿 530 番地 1、農村における農業経営及び生活の改善、合理化並びに地域社会の連帯感の醸成を図るための施設を削除させていただきます。

続きまして、郡上八幡河鹿 2 区集落センター、八幡町河鹿 953 番地 2、同を削除させていただきます。続きまして、2 ページをお開きいただきたいと思います。郡上八幡林農林集会所、八幡町市島 1529 番地 3、団地共同施業計画及び森林造成事業計画の樹立及び農林業の合理化並びに地域社会の連帯感の醸成を図るための施設を削除させていただきます。

次に、剣研修所、大和町剣 1095 番地 7、地域に適した転作を促進するための研修施設、を削除いたします。

続きまして、大間見集会所、大和町大間見 1668 番地 8、各地区のふれあいと交流を図る施設、を削除いたします。

その下の、小間見集会所でございますが、同としてでございますが、この改正にあわせまして、上とのつながりの関係から、新の方では、各地区のふれあいと交流を図る施設を新たに加えさせていただきます。

それから、次に場皿集会所でございます。大和町場皿 7304 番地 2、各地区のふれあいと交流を図る施設、を削除いたします。

続きまして、大島コミュニティーセンター、白鳥町大島 1651 番地 3、同となつてございませぬのを削除いたします。

続きまして、中西地区コミュニティー消防センター、白鳥町中西 2407 番地 2、同としてございませぬのを削除させていただきます。

続きまして、3 ページでございますが、高鷲小洞集会所、高鷲町鮎立 720 番地 3、同としてございませぬのを削除させていただきます。

続きまして、高鷲切立集会所、高鷲町鮎立 3997 番地の 1、同とありますのを削除させていただきます。

続きまして、高鷲中洞集会所、高鷲町大鷲 842 番地 2、同を削除いたします。

続きまして、高鷲向鷲見集会所、高鷲町大鷲 2437 番地 1、同を削除いたします。

続きまして、高鷲鷲見集会所、高鷲町鷲見 1420 番地、同とありますのを削除いたします。

引き続きまして、高鷲西洞集会所、高鷲町西洞 2619 番地、同とありますのを削除させていただきます。

続きまして、美並勝原公民館、美並町大原 2821 番地 1、各種研修、集会の開催等地域住民のコミュニティー施設を削除いたします。

続きまして、美並福野公民館ですが、こちらの方は同とありますのを前の加除等の整合性

の関係から、新を見ていただきますと、新たに種類のところで、各種研修、集会の開催等地域住民のコミュニティー施設等の文言を入れさせていただきます。

続きまして、美並木尾多目的集会所、美並町上田 2985 番地 1、農林業中心に各種の研修、集会の開催及び地域住民のコミュニティー施設を削除させていただきます。

次に、美並くじ本転作技術研修センター、美並町山田 1493 番地 43、転作作物の栽培技術研修と地域農業の発展を図る施設を削除させていただきます。

続きまして、4 ページをお願いしたいと思いますが、美並半在転作技術研修センター、美並町上田 1957 番地 1、同とありますのを削除させていただきます。

続きまして、美並梅原集会所、美並町梅原 294 番地、各種研修、集会の開催等地域住民のコミュニティー施設を削除させていただきます。

続きまして、美並高原集会所、美並町高砂 336 番地 1、同とありますのを削除させていただきます。

次に、美並コミュニティーセンターでございますが、同とありますのを、新の方では、上とのつながりの関係から、各種研修、集会の開催等地域住民のコミュニティー施設の文言を入れさせていただきます。

次に、美並門福手集会所、美並町山田 1809 番地、農林業中心に各種の研修、集会の開催及び地域住民のコミュニティー施設を削除させていただきます。

次が 5 ページでございますが、ここでは別表第 2 を定めてございます。別表第 2 では使用の承認ということで、使用の承認を受けなければならない施設の位置付けがされてございます。今回の 24 施設の中で、こちらの制限のかかっておるものも、この機会にあわせて調整させていただくという手続きをお願いしておりますし、1 番上の二ツ岩公園ですが、このことにつきましては、文言を正しく改めるということで、二ツ岩の「つ」につきまして、平仮名から片仮名に改めるものでございます。

以下研修施設につきましては、今ほど読みましたが、名称だけ読み上げさせていただきます。剣研修所、大間見集会所、河辺研修所、場皿集会所、大島コミュニティーセンター、中西地区コミュニティー消防センター、高鷲小洞集会所、6 ページを見ていただきまして、高鷲切立集会所、高鷲中洞集会所、高鷲向鷲見集会所、高鷲鷲見集会所、高鷲西洞集会所、美並木尾多目的集会所、美並門福手集会所、美並半在転作技術研修センター、美並くじ本転作技術研修センター、美並梅原集会所、美並高原集会所、美並勝原公民館につきまして削除させていただくものでございます。

そして、7 ページでございますが、こちらでは郡上市公の施設使用料徴収条例の一部改正の手続きをさせていただいております。24 施設の中の 2 施設につきましては、使用料徴収条

例の定めもある施設もございますので、この機会に改めるものでございます。最初に旧、7ページでございますが、大島コミュニティーセンターでございます。を削除させていただきます。

次、8ページでございますが中西地区コミュニティー消防センター、この2施設につきましては、使用料徴収条例の定めもしてございましたので、この機会に削除の手続きをさせていただくということでございます。施行ですが、この条例は公布の日から施行するとしてございますので、よろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） それでは、議案第216号についての説明を求めます。

池ノ上消防長。

消防長（池ノ上由治君） 議案第216号を説明させていただきます。

議案第216号、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成21年12月7日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由。消防法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

消防法の改正によりまして、規定が追加されたことにより、条名に移動が生じまして、改正が必要となりました。新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。損害補償を受ける権利の2条の欄の旧の方ですけれども、下線が引いてありますが、第35条の7第1項、救急業務に協力したものの規定ですけれども、この条名が新の方で、第35条の10第1項に改正するという条名の移動でございます。よろしく願いをいたします。

附則については、この施行について書いてますけれども、条例は公布の日から施行し、改正後の郡上市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成21年10月30日から適用をするというふうに改正したいということになりますので、よろしく願いします。

議長（美谷添 生君） それでは、議案第217号についての説明を求めます。

井上建設部長。

建設部長（井上保彦君） それでは、議案第217号を説明させていただきます。

議案第217号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について。

郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年12月7日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由。雇用促進住宅しろとり宿舍の購入に伴い、同施設を市有住宅として管理するため及び現行条例の不備を補うため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきまして、1ページから条文が書いてございます。1条につきまして

は、この条例の趣旨でございますが、趣旨では市有住宅の位置づけをより明確にするために、特定優良賃貸住宅あるいは市営住宅、それから職員住宅、石徹白の保健福祉住宅以外の市有の住宅というふうで、より明確にさせていただきました。それから2条では、設置についての条文でございますが、旧条例でもそれぞれ書いてございましたが、ここに今回購入予定のしろとり宿舎につきまして、しろとり住宅ということで、明記をさせていただきますとともに、こんねん度より市営住宅となります明宝の二間手住宅についてもここで明記をさせていただきます。

それから、3条につきましては、入居者の資格についてを定めたものでございます。これは、これまでと同じでございます。

それから、4条から8条につきましては、入居の申込あるいは選考、入居の補欠者、それから入居の手続き等につきまして、それぞれ定めたものでございます。

続きまして、9条からでございますが、9条につきましては、これまで家賃の決定については市長が別に定める家賃の額を納入するというふうの規定されておりましたが、今回は9条から13条におきまして、家賃の決定から家賃の減免あるいは、家賃の納付、それから家賃決定に伴います収入の申告、それから敷金等につきまして、13条までで定めたものでございます。

それから、14条からでございますが、これにつきましては、入居者の費用負担義務、15条では入居者の保管義務につきまして、定めるものでございます。それから、17条から20条まででございますが、これにつきましては、駐車場に関する規定でございます。17条では駐車場の使用許可、18条では駐車場使用者の資格、19条では駐車場の使用料、それから20条で許可の取り消し等について明記、定めたものでございます。また1ページをおめくりをいただきまして、6ページでございますが、別表で家賃について月額家賃について、定めるものでございます。これまで大谷団地以外につきましては、定額で定めてございましたが、しろとり住宅につきましては、現在入居してみえる方は、これまでの家賃体系の維持を図りつつ、新たに入られる方につきましては、別表1の2に書いてございます所得月額によりまして、それぞれ家賃月額を決めるものでございますし、別表1の3では、各階別の家賃の率を定めてございます。上へ行くほど家賃が安く、エレベーターがございませんので、家賃が、上へ行くほど安くなるというものを定めたものでございます。

それから別表1の4は、変わりはございませんけれども、大谷住宅の基準月額について書いたものでございます。それから別表2につきましては、駐車料金を書いたものでございます。駐車料金につきましては、無料となっております。ただし、和良の上沢団地につきましては、車庫付きということで、月額3,000円ということで、定めさせていただいております。

以上でございます。

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました6件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま、所管の常任委員会に付託いたしました、議案第212号から議案第217号までの6件については、会議規則第46条第1項の規定により12月17日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第212号から議案第217号までの6件については、12月17日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時23分）

---

議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時39分）

---

議案第218号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） 日程10 議案第218号 平成21年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 議案第218号、平成21年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について。上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成21年12月

7日提出 郡上市長 日置敏明。

おそれいりますが、2枚はねていただきまして、1ページを見ていただきたいと思います。

平成21年度郡上市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万9,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 298 億 4,678 万 2,000 円とする。第 2 項につきましては、省略させていただきます。債務負担行為の補正、第 2 条、債務負担行為の追加は「第 2 表、債務負担行為補正」による。そして、地方債の補正ですが、第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表、地方債補正」による。でございます。

おそれいりますが、5 ページを見ていただきたいと思います。第 2 表、債務負担行為の補正でございます。追加で、郡上市高等技能訓練促進費としまして、期間は、21 年度から 23 年度まで、限度額を 437 万 1,000 円としてございます。なおこの、郡上高等技能訓練促進費でございますが、このほどの経済危機対策に関連します 1 人親家庭、ここでは母子家庭の自立支援給付事業ということで、通信教育等により資格、保育士ですが、取られるという案件に今回この給付事業促進費を充てさせていただくという内容のものでございます。

次に、6 ページをお願いしたいと思います。第 3 表、地方債補正の変更でございます。額の変更をお願いしてございまして、一般単独事業 14 億 5,740 万円を 14 億 1,010 万円に、減額の 4,730 万円でございます。この内訳は、合併特例事業の方で行っておりまして、現行、補正前ですが、14 億 4,350 万円を 13 億 9,620 万円に改めさせていただくというところでございます。そして、もう 1 つが、辺地対策事業、補正前 5 億 8,430 万円を 5 億 8,420 万円に、10 万円減額をさせていただくというところでございます。

そして次に、過疎対策事業、5 億 8,910 万円を、補正後ですが、5 億 9,110 万円に、ここでは 200 万円増額をさせていただいております。合計で、40 億 1,502 万円を 39 億 6,962 万円に、合計で減額の 4,540 万円させていただくという内容のものでございます。

それでは、次に、9 ページの歳入から御説明をさせていただきたいと思います。なお、今回の補正につきましては、冒頭の市長の提案説明の中にありましたように、1 つは、給与費の補正をさせていただいております。これは、先の人事院勧告に基づく給与改定等の調整、それから当初予算編成後に人事異動等を行ってございますので、会計間の調整、さらには共済費の率が、年金の一元化に伴いまして、率の改定がなされておりますので、そういったものの対応でございます。このことにつきましては、後ほどの特別会計につきましても、同じような対応を取らせていただいておりますので、あらかじめよろしくをお願いをしたいと思います。

そして 2 つ目が、経済危機関係での補正、対策関係の補正でございます。政権が変わりまして、凍結とかそういうような中で、はっきりしていない事案がございました。今回、確定といたしますが、したものとしまして、挙げてございます。

それから最後に 3 つ目ですが、年度後半ということで、事業費が確定しまして、そのことに伴います事業費を始め、国県の関係します受け入れ等の費用につきまして、調整もさせて

いただいておりますという内容のものでございます。

それでは、歳入の、使用料及び手数料の、土木使用料でございます。122万7,000円増額をお願いしております。市営住宅の使用料ということで挙げてございますが、これは今議会に財産の取得の提案をさせていただいておりますが、雇用促進住宅のしるとり宿舍の買受けを想定しまして、向こう2月3月2ヵ月分ですが、住宅使用料の受け入れをここにあげてございます。

それから次、国庫負担金の民生費の国庫負担金でございます。815万3,000円の増。内訳は、障害福祉費負担金としまして、特別障害者手当等の負担金、それから障害者自立支援給付費の負担金、これいずれも事業費の増に伴います増額でございます。432万5,000円。

それから、児童福祉費の負担金382万8,000円ですが、私立保育所の運営費負担金、これは精算に伴うものでございます。

次に、国庫補助金の民生費国庫補助金738万9,000円でございます。障害福祉費補助金としまして、地域生活支援事業費の補助金でございます。ここでは、事業費の増に伴うものでございます。

そして、老人福祉費で703万8,000円挙げてございますが、これは新規でグループホームの施設につきまして、施設整備の補助が該当したということで、挙げてございます。

それから次、農林水産業費の国庫補助金、420万3,000円でございます。農業費補助金、担い手育成・確保対策事業費等の補助金ということで、新規の就農定着促進ということでの新規事業でございます。402万3,000円でございます。

それから次、消防費の国庫補助金、695万6,000円でございます。防災情報通信設備整備事業交付金としてございますが、このことにつきましては、当初、今のジェイアラートということで、瞬時警報システムと別名呼んでおりますけれども、整備を合併特例債の方で、予定をしてございました。後ほど出てきますが、今般、この国庫補助が該当したということで、実施組み換えの手続きをさせていただいております。それから次、10ページを見ていただきますと、民生費の負担金317万5,000円でございます。障害福祉費負担金、障害者自立支援給付費の負担金で、126万1,000円でございます。次に児童福祉費の負担金、私立保育所の運営費負担金ですが、191万4,000円。こちらは精算によるものでございます。

次が、県支出金の県補助金、総務費の県補助金で113万円でございます。こちらは土地利用規制費の交付金としまして9万円、これは事業費の増ということでのものですが、加えて、地方消費者行政活性化交付金104万円でございます。今の経済対策で、県の方に基金を構築されての交付金でございます。

それから民生費の県補助金、2,935万8,000円、障害者福祉費補助金1,700万2,000円で、

その内訳は、地域生活支援事業費補助金としまして、活動支援の関係での増分が17万5,000円。それから障害者自立支援対策臨時特例交付金補助金でございます。1,682万7,000円です。これは支出の方でも出てきますが、当初20年度をもって、この事業が完結というようなことで聞いておりましたが、今の経済事情の関係もございまして、実施できるということになりましての計上でございます。

それから次が、児童福祉費補助金1,235万6,000円、施設整備費の補助金でございます。これにつきましても、基金事業での経済対策ということで、保育所あるいは児童館にそういった補助を受け入れ、対応させていただくという内容のものでございます。

それから農林水産業費県補助金、1,060万円でございます。森林整備地域の活動支援交付金ということで、挙げてございます。

それから、繰入金で財政調整基金繰入金、減額の2,905万円でございます。

そして、雑入で871万8,000円の増で、節ですが、総務費雑入52万1,000円。内訳のところでは、市有財産損害保険金でございますが、48万4,000円。これも後ほど支出のところに出てまいります。保育所施設が雷の被害によりまして、今回保険金をいただくと、受け入れるということでございます。

それから、雇用保険個人の負担金、3万7,000円。土木費の雑入200万円でございます。説明で、土木関係建設事業付帯雑入としてございますが、もう少しお話ししますと、高速道の関連、社会貢献協議会という会がございまして、そちらの助成金がいただけて、これも支出のところでもまた触れますけれども、対応をさせていただけることになりました。受け入れてございます。

それから消防費の雑入、619万7,000円でございます。こちらは、消防施設管理費雑入としてございますが、高速道路の支弁金ということで、中日本高速道路株式会社からの受け入れをさせていただいております。

次が、市債で、土木債でございますが、減額の3,990万円。道路橋りょう債で、40万円の減、内訳としまして、合併特例債で50万円の増、辺地対策事業債で10万円の減。それから都市整備債で減額の4,030万円、これは合併特例債でございます。

それから、消防債、550万円の減でございまして、合併特例債が減額の750万円。これは先ほど国庫補助のところでも触れましたが、警報システムの国費がいただけるといいますか、該当することになりましたので、こちらを減額してございます。

それから、過疎対策事業債ですが、200万円挙げてございます。こちら後ほど歳出で説明しますが、和良地区の消火栓の事業につきまして、この過疎債を充ててございます。

それでは、12ページをお願いをしたいと思います。歳出のご説明をします。議会費でござ

います。給料から共済費まで挙げてございまして、議会議員報酬で減額の213万円、職員の給与費で692万5,000円の増額をお願いしてございます。ここでは職員5人、当初計上してございまして、職員の異動はございませんが、調整によりまして、異動等の調整によりまして、今回増額をお願いしてございます。

それから次が、総務管理費の一般管理費でございます。ここでも、給料から負担金までそれぞれ、節で、補正をお願いしてございます。最初に説明欄にあります特別職の給与関係で9万4,000円の増、それから職員給与費で減額の61万円。この職員給与費でございますが、当初105人計上してございましたが、人事異動といいますか、しましたところ、106人ということで1人増えてございます。最終的にはもろもろの調整の中で、今回の減額の61万円という状況になってございます。

それからその下の、臨時職員の共済費でございますが、このことにつきましては、正職員の補充のための臨時雇用につきまして、共済費を11万3,000円計上してございます。

それからその下、緊急雇用の関係での臨時職員の共済費でございますが、31万4,000円の増。これまでに9人、そういう費用を計上させていただきましたが、最終的に13人になるということで、今回31万4,000円増額させていただいております。

それから総務管理費の事務経費でございますが、ここでは臨時職員の賃金が85万8,000円不足するということで、増額をお願いしてございます。それから最後のところの地方消費者行政活性化交付金事業、104万円でございます。このことにつきましては、県の方に基金を構築し、向こう3年間でそれぞれの市町村の取り組みに交付するということになってございまして、今の悪質な振込み詐欺といいますか、そういったものへの啓蒙啓発等の資材、あるいは関係の職員の研修ということで、費用を挙げてございます。それから次が、13ページの後段の企画費でございます。ここでも、旅費、それから需用費ですが、説明に挙げてございますように、土地利用の対策経費としまして9万円増額してございます。県の交付金の増ということで、これは需用費の事業の増加に伴いまして増えたものでございます。

14ページをお願いしたいと思いますが、情報管理費で93万2,000円減額してございます。ケーブルテレビの特別会計への繰り出しを減額してございますが、人件費相当分につきまして、これだけ不要になるという見込みの中で、落とさせていただきました。

それから次が、徴税費の税務総務費でございます。給料から共済費まで補正をお願いしてございます。職員の給与費でございまして、減額1,101万5,000円になってございます。ここでは、当初予算24人分を計上してございましたが、最終的には22人の職員でもって、現在業務に当たっておるということでの調整でございます。

それから次が、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございます。ここでも、給料以下

繰出金のところまでの調整をお願いしてございます。1つが職員の給与費で1,272万2,000円。当初51人組ませていただきましたが、異動によりましては、54人という職員配置の中での増額をお願いしてございます。そして繰出金の方は、国民健康保険特別会計へ380万7,000円繰出をさせていただくと。この繰出につきましても、人件費に関係しますものと、事業の進捗によりまして、必要とする額を繰出すということでございます。

それでは16ページをお願いをしたいと思います。障害者福祉費で3,223万3,000円の増をお願いしてございます。工事請負費から扶助費の中で補正をさせていただいておりまして、自立支援給付補装具費の給付事業から、下4つの特別障害者手当支給事業の4事業につきましては、利用者の増ということで、事業の進捗に伴いまして、どうしても不足するというような状況の中で補正をさせていただいております。そして、社会福祉施設等整備事業220万7,000円挙げてございますが、これは旧の八幡幼稚園の跡地に社会福祉協議会のところで事業を進めて、外構の工事はこちらの方でやってございますが、排水路の一部事業費の増額をお願いしてございます。

それからその下、障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業ですが、このことにつきましては、歳入のところでも少し触れましたが、20年度をもって事業完了ということで見込まれておりましたが、向こう3年延長させていただけるという中で、主に通所サービス等の事業につきまして、基金事業でございますけれども、計上をさせていただいております。

それから次が、老人福祉費の関係でございます。減額の1,777万5,000円でございます。ここでは繰出金のところになっておりまして、介護サービス事業の特別会計へ減額の1,777万5,000円ということです。このことにつきましては、人件費の関係での調整、それから精算に伴います繰越分の調整ということでの合わさったものでございます。

それから次が、老人福祉施設整備費で703万8,000円の増額をさせていただいております。ここでは負担金補助として挙げてございまして、高齢者のグループホーム2施設でございますが、スプリンクラーの設備等をさせていただけたらということで、703万8,000円計上してございます。

次が介護保険事業費でございます。830万3,000円で、こちらの方は介護保険の特別会計への繰出ということです。ここでも人件費の調整と事業の進捗に伴いまして、合わせて繰出金をあげさせていただくということでございます。

次が、国民年金事業の事務費でございます。減額の153万3,000円です。給料から共済費の中で補正をお願いしてございます。職員給与費で、153万3,000円の減額です。当初4人職員をここで組ませていただいております。職員の異動はございませんが、職員の増減はございませんが、異動等によりまして、これだけの額を減額できるということでございます。

次に、児童福祉総務費でございます。1,235万6,000円の増ということで、需用費と備品購入費で挙げてございますが、安心こども基金の基金事業の活用でございますして、地域子育て創生事業としまして、保育所あるいは児童館の充実ということで計上をさせていただいております。具体的にはこども文庫でありますとか、今般のインフルエンザ対策でありますとか、といった事業が主体のものでございます。

それから次、児童措置費でございます。こちらの方は、財源の振替ということで、民間の保育所運営費につきまして、負担金の確定によるものでございます。

それから次に保育園運営費で、減額の2,692万8,000円挙げてございます。給料から、次のページ18ページですが、需用費まで挙げてございます。最初の職員給与費でございますが、減額の2,762万1,000円でございます。当初ここでは、51人予算をお願いしてございましたが、異動等によりまして、48人ということでございます。その関係の調整。

それから保育園施設整備事業69万3,000円計上してございます。これは落雷によります放送関係の設備が壊れたということで、先ほど歳入でも少し触れましたが、保険金を主に充てまして修理をするものでございます。

それから次、18ページの民生費の生活保護費でございます、159万5,000円。償還金、利子及び割引料というところで挙げてございますが、生活保護事務経費の過年度分の精算に伴います償還金ということでございます。

次が衛生費の保健衛生総務費、減額の423万8,000円でございます。こちらの方は、給料から繰出金のところでの補正をお願いしてございます。最初に職員給与費で515万3,000円の減額でございます。ここでは当初45人組ませていただいております。職員の増減はございませんが、定期異動によりますそういった給与費の調整をさせていただいたということでございます。

それから、簡易水道特別会計への繰出金91万5,000円挙げてございます。人件費に関係しますものと、それから消火栓の設置を予定しておりましたが、見送ったというようなことでの調整によりまして、最終91万5,000円繰出すということでございます。

それから環境衛生費、減額の536万2,000円させていただいております。負担金補助のところと繰出金のところに挙げてございますが、1つ目の環境衛生事務経費648万6,000円でございます。これは敦賀市の産廃撤去の関係での市の応分の負担ということでさせていただいておりますが、このほど事業といたしますか額が確定しましたので、計上してありました予算からこれだけ減額をさせていただきます。

それから下水道特別会計への繰出金ですが、個別排水事業に関係しますものの人件費、ここでは1人組んでございまして、112万4,000円挙げてございます。次に清掃費の清掃総務

費で、205万5,000円お願いしてございます。給料から共済費のところでの補正をさせていただいております。給与費205万5,000円。これは当初21人組ませていただいておりましたが、人事異動と申しますか定期異動で22人の職員配置がなされております。その分でございます。

それから20ページをお願いしたいと思います。農林水産業費の農業委員会費で、減額の2,701万1,000円でございます。ここでも給料から共済費までのところで補正をさせていただきました。減額2,701万1,000円、ここでは当初6人組ませていただいておりましたが、最終的には3人ということで、配置をしてございます。

それから農業総務費で1,217万1,000円でございます。こちらも人件費でございまして、当初20人組ませていただいておりましたが、現実には21人ということでの調整をお願いするものです。

それからその下の、農業振興費420万3,000円でございます。これは負担金補助のところ組んでございまして、担い手育成総合支援協議会事業ということで挙げてございます。新規に就農されます方への支援ということで、今の経済対策に伴うものでございます。

それから畜産業費でございます。減額の605万9,000円でございます。こちら職員給与関係の補正をさせていただいております。当初11人組ませていただきましたが、実際は10人ということでの調整をお願いしてございます。

それから22ページを見ていただきまして、農地費ですが、農地総務費、減額で589万6,000円でございます。ここでも人件費関係が中心でして、職員手当から繰出金のところで調整をしてございます。職員給与費13万1,000円。4人組ませていただいております。人員の増減はございませんが、異動によりますそういう内容のもの。

それから下水道特別会計への繰出、これは農集排の関係ですが、減額の602万7,000円でございます。4人当初組んでございましたのが、実際は3人というようなことでの調整をしてございます。

それから次が、林業総務費、23ページでございますが、648万5,000円お願いをしてございます。ここも職員の給与費でございまして、当初14人組んでおりましたが、実際の配置は15人ということで、そういった内容のものでございます。

それから林業振興費1,060万円の増でございます。こちらの方では、拡充分、森林整備地域活動支援交付金事業ということで挙げてございますが、今の経済対策の関係で国費での対応をさせていただき森林の被害調査等の事業を予定してございます。

それから次、商工費の商工総務費ですが、減額の794万円でございます。こちらの方も給料から共済費の人件費の関係でして、当初29人計上しましたが、実際は28人ということで

の状況によるものです。

それから次が、24 ページの商工振興費でございます。672 万円の増としてございます。負担金補助それから補償補填のところでは挙げてございますが、1 つ目が工場等設置奨励金の交付事業 657 万 4,000 円でございます。これは交付額が確定したということで、都合 8 件分の不足分をここで挙げさせていただいております。

それから次、小口融資の貸付関係でございますが、14 万 6,000 円。これは損失補償ということでの負担金になってございます。

それから次が、土木管理費の土木総務費で減額の 2,862 万 1,000 円でございます。ここでも報酬から繰出金のところでの補正をお願いしてございますが、その 1 つの職員給与の関係で、2,252 万 8,000 円の減額でございます。当初 31 人計上してございましたが、実際は 28 人ということによるもの。

それから、土木総務事務経費でございますが、401 万円の減額。当初、嘱託員の対応というようなことでの計上してございましたが、必要がなくなったということで減額措置をしてございます。

それと下水道特別会計への繰出金、特環ですが、減額の 347 万 1,000 円。これは人件費の関係のもの。ここで 7 人組んでございました。

それから次、同じく下水道ですが、公共の関係で 138 万 8,000 円の増と。こちらは 4 人組んでございました。人の増減はございませんが、職員の異動によりまして、調整をさせていただくということでございます。

それから次、25 ページの道路橋りょう総務費 263 万 4,000 円増額をしてございます。こちらでも人件費の関係でして、当初 10 人ここで組んでございまして、人の増減はございませんが、異動に伴います調整をさせていただいております。

それから 26 ページをお願いしたいと思います。道路新設改良費で 262 万 3,000 円の増をお願いしてございます。委託料から補償補填のところでの補正をさせていただいております。最初に道路新設改良で、210 万円でございます。こちら、先ほど雑入の受け入れのところでは高速道路関連社会貢献協議会というような説明をいたしました。場所としましては、郡上八幡インターのバス停付近が、何と申しますか、暗いといひますか、照明が必要やというようなことで、防犯対策というような対応をさせていただくこととしてございます。210 万円でございます。

それから辺地対策道路整備事業、減額の 7 万 7,000 円。これは、事業の進捗に伴いまして、これだけ減額させていただくということです。

それから、県営道路改良事業費負担金 60 万円、これは逆に事業追加によりまして、これだ

け増額補正をさせていただいております。

それから次が、都市計画費の都市計画総務費、減額の4,014万7,000円でございます。ここでも、給料から補償補填のところまでの補正をさせていただいておりますが、1つは職員給与費で、239万3,000円の増額でございます。3人当初から組ませていただいておりますが、異動によりまして、これだけ不足をするという見込みですので、計上してございます。

それから、まちづくり交付金事業ですが、減額の4,254万円でございます。八幡地域、白鳥地域におきます、まちづくり関係での事業が確定したというようなことで、事業の変更に伴うものを含めまして、挙げてございます。

次が、土木費の住宅費で、住宅管理費145万9,000円でございます。ここでは給料から共済費までの補正をさせていただいております。3人予定といたしますが、計上してございまして、職員の増減はございませんが、異動によりまして、これだけ増額をお願いをしております。

それから次、28ページを見ていただきたいと思います。消防費の常備消防費、減額の603万9,000円でございます。給料から共済費までの補正でして、職員給与費で、603万9,000円。当初82人、組ませていただいておりますが、職員の増減はございませんが、中の調整の関係でこれだけ不足してございます。

それから、消防事務経費としまして、項をあげてございますが、これも歳入のところでも少し触れましたが、救急業務の支弁金が確定をしたということでの内容のものでございます。救急業務の支弁金の関係でございます。

それから次が、消防施設費で250万円増額させていただいております。負担金のところに挙げてございまして、このことにつきましては、消火栓の需用費、これ和田地域ですが、こんねん度25基対応してございます。その事業費が確定したことに伴いますものと、大和地内での1件移設がございまして、その費用を今回挙げてございます。

それから次が、災害対策費でございます。ここでは、財源の組み換えをさせていただいております。説明のところに瞬時警報システム整備事業ということで挙げてございます。歳入のところでも少し触れましたが、この事業、当初合併特例債を財源に予定してございましたが、今回国費が該当するといいますが、付くということで、その振替をさせていただいております。

それから次が、教育費の教育総務の事務局費でございます。2,743万7,000円の増でございます。教育長給与費で2万8,000円の減額、職員給与費で、2,746万5,000円。ここでは、当初23人計上してございましたが、最終的には26人ということでの増額をお願いをしております。

それから、30 ページをお願いをしたいと思います。小学校費の学校管理費で、2万7,000 円の減額です。ここでも職員の給与費でして、当初1人組んでおります。職員の増減はございませんが、不足するというので、2万7,000 円挙げてございます。

それから中学校費の学校管理費、7万7,000 円の減額でございます。これも給与の調整をさせていただいておりまして、3人組んでございまして、職員の増減はございませんが、これだけ減額ができるということでの内容のものでございます。

それから次が幼稚園費でございます。減額の106万7,000 円でございます。こちら職員給与費でございまして、当初10人組んでおりましたものが、11人ということで、1人増えてございますが、中の異動等といいますか、調整の関係でこれだけ減額できるというものでございます。

それから次、32 ページをお願いしたいと思います。社会教育総務費で、2,123万8,000 円の増額でございます。こちら職員給与費がすべてでございまして、当初26人組んでおりましたものが、29人という配置になってございます。その関係のものでございます。

それから社会教育施設費で、48万円の増額でございます。ここでは賃金を挙げてございまして、文化施設管理経費としてございまして、大和庁舎の中に入れてございまして、島津文庫島津忠夫さんから寄贈いただいた図書がございまして、その関係での仕分け等の作業の臨時職員の雇い入れをしたいということのものでございます。

それから次が、保健体育費の保健体育総務費でございます。597万5,000 円の増額でございます。こちらの方も職員の給与費全部でございまして、当初8人組みましたが、実質は9人というような職員の配置がなされてございまして、そのものによるものです。

それから体育施設費254万9,000 円でございます。こちらの方は、工事請負の方に組んでございます。美並の総合体育館の消火栓が不具合といいますか、漏水をしておるといようなことで、改修をさせていただくものです。

それから次、学校給食費の管理費で、減額の237万3,000 円でございます。こちらの方も職員の給与関係でして、当初7人組んで、職員の増減はございませんが、異動等の調整によりまして、これだけ減額をさせていただくということでございます。

以上、長くなりましたが、よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） はい、4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） はい、野田です。1つは、職員数の増減があって、それぞれ説明をいただきましたけれども、全体としてはちょっと良くわからんもんで、全体としてわかるのは、

一番後ろの、これですか、35ページなんかな、補正前と補正後、で、これでは所属がぜんぜん分かりませんので、どっかでちょっと知らせていただきたいなと思うんです。ここがこっただけ減ったということ。で、この職員数も618になってますけれども、実際はこれに例えば、老人福祉施設とか、病院の看護婦さんなんかも入っているのか入っていないのか、これ見ると、中身を見ますと、職員の中に医師がですか、医療職が1とか書いてありますので、ちょっと分かりにくいのです。ちょっとその辺の内訳をお願いいたします。

それからですね、あと歳入の方へ行きます、あ、歳入はよろしいです。歳出の方ですが、12ページ。これ説明は受けたんですけれども、総務費の一般管理費、1番説明の中の最後のところですね、地方消費者行政活性化交付金事業、104万ですか、なんちゅうかサラ金などの研修とかいうようなことがあったようなんですけれども、その研修は非常に大切なことでありまして、是非そういう力を付けていただきたいというように思いますが、県の基金の中から、そうやって必要なことに出されていくというように理解したんですけれども、例えばサラ金などの相談は、よく我々も聞くんです。是非、市なんかでも協力、それに応えて欲しいということで、市の方へもお願いするんですが、実際は県の相談室の方へ相談して欲しいというようなことになって、なかなかできずにおるんです。少し勉強していただいて、すれば、払いすぎを払い戻すことができ、その人も安心して暮らしていけるというようなことから考えると、そういう本当に役に立つ研修になっておるかどうかということで、心配しておりましたので、その辺の説明と、これね、節の中身を見ますと、例えばこれは104万になっていますが、これどこからどこへ入るのか、例えば旅費が入るのか、賃金は入っとらんのかな、需用費なんかなということ、分らんのです。これはどういうやつになっているのか、ここだけちょっと説明をお願いしたいと思います。

それからですね、16ページをお願いします。この、先ほども説明がありまして、障害者の自立支援ということで、色々されたわけなんですけれども、特にさっきの説明で上4つがそういう事業が増えまして、行われたと。それからその下の方にもそういうものがあるわけなんですけれども、一番上の自立支援給付補装具費給付事業と。これは特に多いわけなんですけれども、どういう、そういうやつがこんなにあるのかな、これ補正ですので、ちょっと多いなと思うんですが、当然実際にあったから出てるんですけれども、その実情ですんな。おそらく他の要求というか、困っているところもあると思うので、これが非常に多いということ1つ説明。それから一番下のその欄の、非常に長い題のやつなんですけれども、20年終了のやつが23年、3年延長された。特に通所サービスと言われたかな。これ、結構な額ですので、どういように使われておるのかを説明をお願いしたいと思います。

それから、もう1つ。18ページの民生費、生活保護費なんですけれども、事務経費ということ

で出ておりますが、大変昨今厳しいので色々な相談があり、生活保護の申請もあるんでないかと思えますけれども、これはどうも確定ということで、さくねん度なんか、いう格好ですけど、こんねん度に入って、そういう申請が増えておるんでないかと。実際申請認められたものもあるやろうと思えますので、ちょっとその点について御説明をお願いします。あとまだちょっとあるんですが、あんまりいっぺんにしてもあれですので、お願いをします。

議長（美谷添 生君） はい。松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） まず最初に、医師がこれに入っておるんかということのお尋ねでございましたけれども、あくまでもこれは一般会計でのものでもございまして、この参考に、給与費明細につけてございますのは、医療職1というようにおっしゃいましたが、1は付いてございまして、2とか3とかは付いておりますけれども、いわゆる保健師でありますとか、獣医師とかそういうようなものは、この中に入ってまいりますけれども、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

なお、先ほど総務部長がそれぞれの目の中で、何人の予算を組んでおったけれども、何人になったということ、それぞれの目ごとに申し上げましたけれども、これはあくまでも、いわゆる、その人数が同じでも例えば今まで教育費の中で教育総務費で見ておったものを、学校教育費で見るとなると、そういうような入れ替えがあったりですね、年度途中で退職があって補充をしたりとか、色々なことがございますが、それを1つずつ目ごとになってことになると、非常に膨大になります。そういったものがもし御入用でしたら、また後からお渡しはさせてもらいたいと思えますし、それから一般会計全体では、当初予算ベースから見ますと、この給与費明細で御覧いただきますように、費債が減となっております、ということでございます。

それから補正予算の中で、それぞれ総務部長が、人数のみを説明を申し上げましたけれども、あまり適切な説明ではございませんで、あくまでもこの一般会計、特別会計それぞれに当たりまして、いわゆる今回の人事院勧告によります給与の影響額、これが9,003万5,000円の減でございます。一般会計では。

それから、共済費のこれは負担率、あるいは掛け金率の増によりますものが、7,272万2,000円の増でございます。

それから、人事異動によります影響額といたしましては、7,000円の減でございます。

それからその他で、時間外手当の増等で554万2,000円というようなことで、それぞれが、目ごとにはこの内容が非常に複雑に絡めあっておりまして、目ごとに説明をしますとさらに膨大な資料となりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思えますが、よろしくお願いをいたします。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） はい、私の方から 12 ページの一般管理費、総務管理費の一般管理費にあります、地方消費者行政活性化交付金事業 104 万の、どういうふうに、どこに組みしておるか良くわからないが、ということでの御質問をいただきました。内訳としましては、9 の旅費の 10 万 8,000 円、それから 11 の需用費 90 万 8,000 円、それからその下の負担金の 2 万 4,000 円、この 3 ヲ所に組みさせていただいております。まず旅費の方では、御指摘いただきましたが、職員の支出後といますか、そういうことで、関係するものは専門研修ですね、こちらの機会にということで、旅費は予定してございますし、需用費につきましては、今の悪徳商法の関係でのそういう被害が多いというようなことで、その辺の防止対策の啓発パンフですね、こういったものの購入とか、それからケーブルテレビでもそういうことを P R していきたいということでの放映用のビデオ、こういったものを購入といった関係の消耗品等挙げてございます。

そして、最後負担金のところにつきましては、9 の旅費に関連しますが、研修の折の自己負担金ということで、都合を 104 万円でございます。それでこういった事案に対する市の対応といたしますか、が、十分でないのではないかというお話もいただきました。まず、多重債務などの関係ですけれども、このことに取り扱いにつきましては、非常になんといいますか、難しいといたしますか、内容によりましては、専門的なところの項目に入ってきます。それで民事不介入というような制約といたしますか、そういう仕組みの中身もございまして、最終的にはお話をうけたまわってですね、そして当然分かる範囲につきましてはその場でアドバイスもしますし、内容によりましては、やはり専門家のところに最初から御相談をいただいておりますね、聞いていただいた方が、よりベターやというものもありますので、そういうような御案内といたしますか説明もさせていただいて、対応にあたっておるということでございます。

なお、それ以外のところにつきましては、極力ですね、私どもの総務部のそういった部署、それから地域の地域市民課の方ですが、そちらの方の関係での窓口対応をですね、より充実をしていきたいということで、今取り組んでおりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） ただいまの質問ありました、16 ページの自立支援給付の補装具の関係でありますけれども、今回 500 万ほどの補正ということでございますが、自立支援の補装具の関係でありますけれども、この中には義足でありますとか、車椅子でありますとか、歩行器でありますとか、補聴器でありますとか、約 12、3 のですね、いわゆる補装具の道具がございます。年間の予算を立てる時には前年度実績をというようなことで、大体予算

を立てさせていただいておりますけれども、今回この4月から10月までの申請分を見ますと、例えば義足って結構お金がかかるものでして、義足は当初予算では購入が1人約49万3,000円ほどですが見ておりましたが、この4月から10月までの間に3件、例えばこの3件ですと、122万3,000円ということで、多少すべて既製品ではありません。値段は1品1品違いますけども。特に今回は、この義足の関係と、車椅子の関係が、当初車椅子の方の購入が7件が既に10件ということで、これも結構、車椅子も大きなお金でありまして、車椅子と義足の関係が、特に今回非常に申請者が4月10月まで多かったということで、既に予算をですね、他のところを食ってってしまうというような状況が見込まれるということで、またこれからも考えられるやということで、今回500万ということで、補正をさせていただきました。特に大きいのは今言った義足と車椅子の関係であります。

それから、1番下段の障害者自立支援対策臨時特例基金の特別対策事業につきましてはですね、御承知のように先ほど総務部長からも説明がありましたが、平成18年から3年間、自立支援法は支援費制度から変わった時にですね、色々移行の関係の3年間の臨時的な措置があったわけであります。ただ、3年間の中に事業所がなかなか展開できないという部分がございます、さらに3年間を延長するというものがございますが、質問がありました、通所サービス等の利用促進につきましては、郡上市内で障がい者の方の通所サービス事業をやっていただいております、白鳥のぶなの木さん、それからウイングハウス、それからみずほ園、リアライズ、この4カ所がその事業を展開をいただいております。で、通所サービスの中には通所と短期入所の、この2通りまたあるわけでありまして、それぞれがですね、単価設定をしながら、障がい者の方の送迎をさせていただいておりますけれども、そのことについての事業費がですね、これが制度上決まっておりますけれども、限度額が。1カ所300万と170万ということで、決まっておりますので、いただける助成については、お願いをしていきたいということで、4分の3、それから市費が4分の1ということで、この事業費になっております。それぞれあとまた細かい事業が、事業運営安定化事業でありますとか、移行時の運営安定化事業であります等々、ありますけれども、それぞれが郡上市内の障害者事業所でありまして、それからあと、郡上市の方で郡上市外ですね、外のそういう障害者事業サービス事業所を使っているところについては、郡上市のその利用者の人数分といえますか、それでの該当ということで、今回すべて補正をさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから18ページの生活保護費につきましては、これも先ほど説明があったように、20年度のおくまで精算ということですので、それぞれ20年度を精算して、国、県へ償還をしていくというものでございます。ただ、実態的には、先ほどお話ありましたように、生活保護

の制度でありますので、我々もしっかりした審議をしておりますけれども、やはり今般いわゆる経済的な状況でですね、雇用が解雇されたというようなことで、生活保護の方を申請したいということは、若干でありますけれど、郡上市内でも増えておるということでありますので、よろしく願いいたします。

( 4 番議員挙手 )

議長(美谷添 生君) はい、4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) ありがとうございます。この職員数の増減については、大変詳しいものは大変やということで、それは結構ですけども、僕、このようにここにも何人増えた減ったって書く以上は、ちょっとその辺のね、おそらくこの部署は少なくていいし、ここは増やすんやということが、出とるんやないかと思ったもんで、せめて職員の部署の人数はどっかでわかるようにしていただけるとええと、また変更があった場合は、こういうわけで上がったというようなことでね、ちょっと思いましたので、そういう、これは要望をしておきたいと思います。

それから、サラ金あるいは悪徳商法については確かに難しい面ありますけども、僕ら生活相談所と書いてある、掲げておるもんですから、よくそういう相談あるんですね。中にはサラ金で困った人がそういうことによって何とか、ということで、僕も専門家に聞いたりしてやりますと、かなりの取戻しができるんですね。で、調べてみると、自治会の中でも、それ専門にやって、そのために仕事ができるようになったし、税金も増えたというようなことで、そういう声を聞いておりますので、僕は是非、できることはね、そんなに難しいことばっかではないんです。相談に来られたらこうするとええと、それがなんか、弁護士にぼいやるようなことでなしにね、こうやるといいですよということで、その人が取り組めるようにしてやっていただけるとええのではないかというように思います。

それから先ほど、よう言わなかったことで、ちょっと続けさせたいいただきますので、お願いします。すいません、18ページの、ごめんなさいそれ済みました。19ページに環境衛生費の中で、敦賀市の負担金といいますか、なんか、あれでしたね、確定してきたということがありましたので、前にもこれは一度問題にもなっておるし、今後の問題でもあるもんですから、この額というのは、これ減額やと、最初の提示があったよりも、こんだけ減ったんだよという提示ではないかと思っておりますので、今後もそういう格好でなっておるのか、どのような今後の支払いがなっておるのか。

それから、郡上市はそうやって支払うということをしたわけですけども、まだ支払い拒否をしておるところがあったと思うんです。そういう状況もちょっと簡単に触れていただきますと、この事情が分かるんじゃないかということで、お願いがしたいと思っております。

21 ページ、農業振興費ですが、担い手育成総合支援協議会事業と、協議会の活動に対する支援になっとるんかなと思いますけれども、担い手育成について色々意見もありますので、この 420 万ほどですか、新規の就農支援というふうに書いてありますけれども、どういうことに使われておるか、ちょっと内容を知らせていただけるといいのではないかとこのように思います。

それから 23 ページの林業振興費、これにつきましても、これは森林整備の地域活動支援交付金事業となって 1,000 万ほど。これはどういうことに内容はなっておるのかを説明をいただきたいと思います。これ振替やったというふうに思うんですが。

それから、26 ページ、道路新設改良費ですね。これは、補正は少しなんですけど、工事請負費が 1,300 万ほどありますね。そして補償の方が減っておるということで、こちらでいらなくて、この工事請負費の方へ回ったんかな。で、その差額、これが 2,100 万ほど出とるんかなーと思いますけれども、この工事について、これはさっき確か照明って言いなしたかな。聞いたんや。照明って言われたような気がするんですけども、この工事請負費とそれから補償補填のこの差額、そして 1,330 万という工事についてちょっと説明をお願いします。

はい、以上お願いいたします。

議長（美谷添 生君） 大林市民環境部長。

市民環境部長（大林茂夫君） はい。19 ページの環境衛生事務経費ということで、 の 648 万 6,000 円、敦賀市の民間最終処分場の代執行の負担金でございますが、20 年度から本格的に工事が始まって、その負担金の請求を、支払いが、請求が来るということでございますが、予算的には、21 年度の工事について、その負担分を 21 年に払うということで予算計上しておりましたが、20 年度の工事分について、それは 6 月に請求が来るということで、20 年度は不用額でそのまま残して、その 20 年度のみ支払いについて 20 年度分の工事についての支払いをしたということで、その辺のことで、マイナス、今回マイナスになったと。それで、この部分についてはまた次年度 22 年度の方でまた支払っていかねばならないというような支払い方法になってきます。これからだから、翌年度にその工事の年度分のやつは翌年度に予算計上しながら、支払っていくということになります。まあ、多少事業の進捗で、翌年度繰越したいということで、事業が翌年度へ請求が遅れていくと、支払いが遅れていくこともありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、他市、他団体の支払いの状況でございますが、全部で 60 団体がありましたけども、17 団体が支出をしているということでございますし、2 団体が全部事業が終わった段階で支払うという団体がございます。後は未払の状況という他団体の状況でございますので、よろしくお願ひをします。

議長（美谷添 生君） はい、服部農林水産部長。

農林水産部長（服部正光君） はい。それでは21ページの農業振興費、担い手育成総合支援協議会事業でございます。この事業につきましては、ほんねん度の経済対策の一環で新規就農者の定着促進事業ということでございます。これにおきまして、郡上市において、こんねん度2名の新規就農者がございます。その中で、施設、特に今回は低温貯蔵庫とか、あぜ抜き、集出荷作業所というような、新規就農者の一定の早期安定化をはかり、将来的に担い手を育成、確保していくという目的のもの、この施設整備等々への2分の1の、国からの補助金でございます。この補助金が協議会を通じまして、新規就農者に支援していくという事業でございます。

また、もう1点でございますが、23ページでございますが、林業振興費におきまして、活動支援交付金事業でございます。これは拡充分でございますが、これにおきましても、事業としてはやはり森林の適正な管理、森林整備を促進する上に、やはり被害状況確認への支援を行うということでございます。被害状況確認といいますと、気象被害でございまして、雪害とか、風倒木等々の被害を人工林45年生以下のところを、国の方が支援していくということでございます。これにつきましては、10分の10、100%の補助でございまして、これが、ヘクタール当たり1万円というかたちでこんねん度1,060ヘクタールの調査をしたいということでございます。以上です。

議長（美谷添 生君） 井上建設部長。

建設部長（井上保彦君） はい、それでは御質問ございました26ページの道路新設改良費でございますが、まず工事請負費でございますが、1つには、八幡のインターチェンジの付近の防犯対策ということで、道路照明灯を設置するということで、210万計上させていただきました。それから1つには、辺地対策事業でございますけれども、これの中で、大和町の大間見東線のところで、現在橋台の下部工を施工しておりますが、その工事に伴いまして、護岸工事の増額が必要ということで、150万計上をさせていただきました。

それからもう1つが、白鳥町的那留線でございますが、これも継続で現在工事を進めておりますが、事業を促進するということから、970万円を計上させていただきました。

それから、22の補償補填の減額でございますけれども、これにつきましては、大きいのがただいま申し上げました那留線のところで、建物の移転がございまして、御了承はいただいておりますが、移転先がまだちょっと見つからないということで、年度内の移転が難しいということで、今回減額をさせていただくものでございます。これが、1,260万です。ただ、大間見東線のところで、電柱移転の増額がございましたので、66万8,000円というのがありまして、差引1,194万2,000円の減額というふうでございますので、よろしく願いをした

します。

議長（美谷添 生君） はい、他はございませんか。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） 21番。これは補正予算でありますので、事前にそれぞれの所管においては、説明もありますし、質疑それなりにやってきたわけではありますが、所管外につきましても、関係地域の予算説明については、全般的な説明も受けまして、相当親切に御説明をいただいておりますので、あれであります。ただいま4番議員の方からも、御指摘というか御質問ありました内容にも、ちょっと触れるわけではありますが、1つは産廃の関係であります。事業年度の、なんといいますか、遣り繰りによるところの当面減額が出たと。しかし、次年度においては次年度のまた事業がスタートするわけありますから、それに対応するということがありますから、現在減額であっても、将来的にはこれはすべて執行する、またさらには新年度予算で計上しなければならんと、こういうことの説明で、これは了解するのですが、郡上市はそういう判断をしたわけですから。

ただ、御説明のように、60団体ほど関係する団体があって、17団体が支出方向であり、2団体が最終的に判断するというようなことですが、そうすると、相当数が未契約といえますか、その判断してないという、そんなような状態ではありますが、当該団体においても、当然それは完全回収するというような御方針はもってみえると思うんですけども、しかし最終的にはそれはどうなるか、まだ決着は分からないわけありますけれども、我々は執行していくわけありますので、そういう訴追はないんですが、ただその場合に、よその事業分が、将来的に払うところの方へ、比率が高まるということになると、出し損という大変語弊がありますけれども、要領が悪かったというような批判を招いてはいけませんので、その辺は相当厳密に対応していただきたいと。予算払わん分は残った分で全部負担をもっていくということになっては、これは大変遺憾なことですので、これ相当論議したことありますから、要するに他団体と調整しながら、郡上は判断しようと思ったわけありますから、その辺については、再度ですね、市としてはきちとした方針で臨んでいただきたいということを思いますので、その点について御見解を示していただきたい。これ1点であります。

それから同じく質問ありましたが、あの林業費の中の説明、服部部長からもありまして、森林整備地域活性化支援交付金事業というか、いわゆるこれは個別の農家に対する、農家っていうか林家に対する災害を調査をして、それに対してフォローするという意味で、1万円ですか。1ヘクタール1万円という交付がされるわけあります。1,060ヘクタールとい

う説明だったんですが、それは相当広いですね郡上市は。どこをどういうふうにして指定して、調査するのかと。その恩恵というか、交付金を受ける地域はどうやって選別されていくのかってことは、まず1つ疑問点があります。

それともう1つは、林道等が非常に災害をするというところも、現にあるわけですね。林道災害が例えば復旧されて始めて山へ入れるわけですから、山の管理も整備もできるんですが、その林道というものが未整備のまま、いわゆる崩落箇所とか、あるいは、その災害箇所がですね、十分復旧されないと、山の手入れもできない事態があると思うんですが、たまたまそういうところが、主要な林道の中にも災害があるんですけども、要するにいわゆる調査時点とか、あるいは申告時点というものが、期限内に収まらないというか、発見できない場合は、結局それ取り残しされるわけですね、現実。で、そうすると次年度の災害に引っ掛けてやるというような、そういうこともあるかもしれませんが、ないかもしれませんが。そうすると主要な林道がたまたま崩落をしておるけれども、災害しておるけれども、いわゆる申告が間に合わなかったと。だから放置されるというような状況が、現実あるわけなんですけれども、そういうところのやっぱり手当はどうするかと。時々車が入るような状況にならないと、山の手入れも完全にできないわけですが、そういう点については、色々な支援策はあるかもしれませんが、市単独でもって緊急対応するというようなことがあるかもしれませんが、市の対応としては、そういうところまで手を伸ばしていただかないと、山は荒れたままに終わると。いくら支援をしても林道整備されなければ、山も入れない。こういうことでは、大変遺憾なことですので、その点についての見解があれば、1つお示しをいただきたい。単独でもある場合もあるというような御回答があれば、ありがたいというふうに思うんですが、その点が1つ。

それから、消防費の件でありまして、消火栓については、25カ所250万という補助金という交付の内容になっておりますが、これは当然、設置者は自治会が対応するだというふうに、通常思うわけでありましてけれども、それに対しては、たくさんたくさん消火栓については、色々要望とかいわゆる追加のそういうものの、設置要望とかそういうもの、色々各あるんですが、これは端的にいうと、予算上は、1カ所10万というかたちで補助があるというように受け止めたのですが、現在のその消火栓に対する設置の補助基準というものは、改められたのか、旧態の内容でやられるのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

議長（美谷添 生君） 大林市民環境部長。

市民環境部長（大林茂夫君） はい。敦賀の民間最終処分場の負担金の件でございますけれども、あくまで2,344トンという搬入をした部分に対しての大分の負担分ということで、今支払っているわけございまして、この辺は、厳密にまた請求書等も審査しながら、また適

正な請求であるということを確認しながら、支払っていきたいということを思っておりますので。

それからまた、現地の進捗状況等も確認をしながら、また敦賀市の方にもしっかりと話をしながらですね、支払いを行っていきたいと、厳密に支払っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） 服部農林水産部長。

農林水産部長（服部正光君） はい、今回の選定の方法でございますが、まず最初に、施業計画樹立者全員の方を、集まってお聞きいただきまして、説明会等々と開かせていただきました。その上で、要望等々、いただくというかたちで、再度8月末に、その樹立者の方に送付をさせていただきますまして、取り持ちをしていったということで、樹立者の方には全員、その辺のこと、要望があるのであれば、ということで、お受けしております。

また今回、人工林45年生以下という、またこういうことも決められておりますので、その辺のことも、考慮しながら今回のことに至ったということです。それで、この事業につきましては、まだ2年間ということで、こんねん度と、まだ来年度あるということで、今後、来年度においては約ですね、今のところ、1,300ヘクタールほどの予定をしております。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 井上建設部長。

建設部長（井上保彦君） それでは、私の方から、林道の災害についてお答えをさせていただきます。林道災害につきましては、御指摘のように災害査定後に発覚したというようなものもございますが、実際の処置の仕方ですけれども、公共と災害では対応できないものにつきましては、まずは応急の復旧対策を取りまして、地元の林道の利用状況にもよるんですけれども、早急に使用されるものについては、応急処置したいと思っておりますし、それ以外のものについては、次年度以降検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） はい、そうしましたら、私の方からは、28ページの消防施設整備事業で250万円組ませていただいております。この内訳の中身ですが、2つになってございまして、1つは、今ほど言われましたが、和良の簡易水道の関係で、25基分でございます。これはすべて公設消火栓ということで、市の方で設置をします。この当地区は統合簡水、統合の簡易水道事業をやって、今整備してきております。その関係で、当初から予算は挙げて、25基分を計上しておったわけですが、工事に当たりますと、事業費が200万円、補正前は1,100万円、1基当たり約44万円ですが、組んでございまして、工事をしましたところ、1,300

万円で、200万円事業費が増えるというようなことで、1基あたりにしますと52万円ですが。そういう見込みから今回補正をしております。これが1つです。

それからもう1件が、大和地内の国道改良での消火栓が支障であるということで、移設をしなければならないということに伴うものです。こちらの方は、従来は工事につきましては国道事務所の方からという1つの見方もあるんですが、こちらの方は設置させていただいているというような、逆の経緯もございまして、市の方が関係する費用を出すということで、こちらに50万円組ませていただくということで、合わせまして、250万円でございます。先ほど補助の件をおっしゃいましたが、こちらの方は準公設の消火栓の関係にならんかと思えますが、費用の対応につきましては、従前と全く変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

(21番議員挙手)

議長(美谷添 生君) はい、21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 井上部長の方から、要するに拾い落としたというか、そういうのはありうると思うんですけども、山のことですから。発見できた。通報が遅れるもんですから。災害に認定を出来ないということになります。で、やはり主要な林道の場合には、どうしてもそれがないと、それから以奥の、いわゆる先ほど言われたような山の手入れとか、災害に対する対応とかがっていうことは、出来ないわけですので、基本的に。道をやっぱり直してもらってことは大事だと思うんですけども、例えば応急対応と今お話がございましたので、要するにその臨時応急対応というのは、当然あると思うんですが、それででもですな、受益者負担というのが発生するんですね、現状。従いまして、そういう点については、なかなか今山のこと、そう金にもならんに負担までして、まあええわというようなお話の方も結構あるんですけども、そういう場合は具体的に費用は問題になるんですけども、しかしなるべく軽便な方法でもって、通行だけは確保するというのであればそれなりに金額も小さくなるというようなことでないと難しいわけですから。ま、そういう点については固有名詞はあげませんが、極力今で言われるように山を守るとか、手入れをするとか何とかすることになればやっぱり、道路がなければ、きょうびができませんので、その辺は林務の方も多少は調整しながら、優遇的に進めていただきたいということは、これは要望していきたいというふうに思います。

で、ただ今総務部長の方からあった消火栓ですが、これは公設消火栓と言われましたね。公設消火栓はやっぱり補助金になるんですか。交付金ってかたちになる。その辺の処置の仕方について会計にすると特別会計。なんなるや。

議長(美谷添 生君) はい、山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） はい、今の公設消火栓の事業の施行ですが、こちらの方につきましては、簡易水道の特別会計の方へ繰り出しをさせていただき、そちらの事業で実施させていただくということで、準公設は補助金を出して施行ということですが、特別会計の繰出金でございます。今の公設消火栓です。今回の250万円につきましては、公設消火栓です。失礼しました。負担金補助で出しております。特別会計に負担金というかたちで出しております。

議長（美谷添 生君） 他に質疑はございますか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） まだ質疑があるようでございますので、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は1時を予定いたします。

（午前12時04分）

---

議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午前12時58分）

---

議長（美谷添 生君） 議案第218号についての質問を行います。質疑はございませんか。

（17番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 17番、池田喜八郎君。

17番（池田喜八郎君） はい、1点だけお聞きをいたしますが、消防費の雑入の高速道路の支弁金ですが、前、広域事務組合の頃に、美並の出張所ができた時に、救急業務というようなことで、支弁金が出る話がありまして、年々切れてくるという話をお聞きをいたしましたけど、それから高速道路の全線開通というようなことになっておりますし、白鳥までは4車線ということで、業務は増えたと思いますが、美並の大矢辺ですと、やっぱり下り車線ですと、美並の消防署なり救急業務で、上りやと美並出張所から出ると、4車線になるとまあ途中でUターンできませんので、それで郡上の消防署の範囲といたしますか、それと4車線化の救急業務の対応の辺はどうなっておるかちょっとその点だけ。

議長（美谷添 生君） 池ノ上消防長。

消防長（池ノ上由治君） はい。現在自動車道の受け持ちの範囲ですが、美並から美濃間については上り車線、それから下り車線については、中濃消防本部が美並間を受け持っております。それと、美並から高鷲の上り車線とそれから上下線ですね、美並の上下線については、郡上で受け持っております。それから高鷲以北についての荘川間ですが、これについては、高山消防本部と郡上の両方出動ということで、協議会の方で申し合わせ事

項になっておりますので、そこで、両方事故があっても、急病があっても、双方が出るというような受け持ちの中で、出勤をしております。それから支弁金の関係ですけれども、その、今の受け持ちの間の中で基準額があるんですけど、基準額に対して、出場計数とかインター計数とか、それから他の計数が掛け合わせて支弁金が入ることになっております。で、0件から50件、50件から75件、75件以上とかその中で、うちが大体平均で50件前後ですので、計数が1.5になったり2.0になったりというようなことで、支弁金の支給を受けております。以上です。よろしくをお願いします。

議長（美谷添 生君） はい。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第218号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって議案第218号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第219号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） 日程11 議案第219号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第219号の説明をさせていただきます。

平成21年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年12月7日提出 郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。平成21年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,990万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,634万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,018万1,000円とする。2項は省略させていただきます。

めくっていただきまして、4ページの方をお願いいたします。歳入でございます。繰入金、一般会計からの繰入金補正額、380万7,000円、需用費の繰入金ということで、レセプトの関係のシステムの手数料関係で、221万円。それから総合保健施設事業繰入金で、159万7,000円。これは白鳥の石徹白にあります高齢者支援センターの職員の人事異動に伴う職員給与関係でございます。繰越金、その他繰越金で、補正額3,610万円、前年度繰越金でございます。

歳出でございますが、5ページの方でございますが、総務管理費の一般管理費221万円、これは先ほど歳入で説明しました、レセプト点検管理システムに関する手数料の関係での増でございます。療養諸費でございますが、退職被保険者等療養給付費、補正額2,920万円。これは退職被保険者の人数の増と、それから給付額の方も107%と上がってきておりますので、その分を補正させていただきます。同じく高額療養費の退職被保険者等高額療養費460万。同じ理由でございますが、こちらの方が給付費が122%ということで、増えてきております。

それからめくっていただきまして、6ページでございますが、総合保健事業費、補正額159万7,000円。これは、先ほどの白鳥町石徹白にあります高齢者支援センターの職員分の給与関係でございます。償還金及び還付賦課金でございますが、一般保険者保険税還付金230万円でございます。これにつきましては、過年度に支給しました資格喪失並びに修正申告による還付金の増ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、めくっていただきまして、15ページをお願いいたします。直営勘定の方でございますが、歳入の繰越金でございます。補正額350万4,000円。前年度の繰越金でございます。

めくっていただきまして、16ページの方をお願いいたします。総務管理費の中の歳出ですが、総務管理費、一般管理費、補正額350万4,000円。この分につきましては、高鷲診療所、和良歯科診療所、和良診療所に関します職員の給与費に関するものと。それから4段目のところにあります和良診療所の整備事業ということで、オイル缶修繕に関するものでございますが、170万の予算を見ておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 全く初歩的な質疑で申し訳ありませんが、歳入の中のその他繰越金、その他ですね、その他というのは、保険会計ですか、ちょっと分らんのですが、その繰越金はその後の療養費等へ入ってますね。そういうことで、そういう種類のお金やということは、まあ感ずるんですけど、ちょっと説明をお願いしたいと思っておりますし、その中で、給付費

が 107%とか 120%増額があったということでしたので、ちょっとその説明もお願いしたいと思います。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） すいません。繰越金のその他繰越金の、ちょっと後ほど説明させていただきます。退職者の被保険者の療養給付費でありますけれども、このことにつきましては、先ほどの説明の中で、当初では 500 人程度予想をしておったんですけれども、実際にはこの 9 月末で 689 人と非常に人数も増えたということもございますけれども、いわゆる給付費の方が、先ほど言いましたように、病気にかかれた給付費ですので、それが伸びておるということで、107%の方につきましては、例えばですけれども、4 月末の人数でいいますと、659 人、5 月末が 654 人ということで、毎月多少の人数の変更がありますけれども、それに合わせまして、それぞれの給付費をトータルしていきますと、毎月分の月額の支給額があるわけですから、給付費額が。それをずっとこういうかたちでグラフ上にしていきますと、107%に計算上は、計算といいますか実際になるということでもありますので、ちょっと全部説明しますと詳しい数字になりますので、そういうことで、御理解していただきたいと思います。同じくこの退職に関するものにつきましても、全く同じ理由でありまして、人数の増と、それから給付費事態が増えておるということは、それだけ高額医療にかかっておる方が増えておるといふうに、御理解をしていただきたいというふうに思います。節の名称の話ですね。内容的には、前年度繰越金であるわけなんですけれども、ちょっと節の名称については、一度報告させていただきますので、あと後ほどお願いいたします。

議長（美谷添 生君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第 219 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 219 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第 220 号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 12 議案第 220 号 平成 21 年度郡上市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について を議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） それでは、議案第 220 号について御説明を申し上げます。

議案第 220 号平成 21 年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いいたします。平成 21 年度 郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 401 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,496 万 7,000 円とする。2 項につきましては、説明を省略させていただきます。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

3 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。変更でございます。簡易水道事業債でにつきまして、500 万円を減額をいたしまして、補正前限度額、2 億 3,790 万円を補正後限度額 2 億 3,290 万円とするものでございます。

続きまして、過疎対策事業債でございますが、これにつきましても 500 万円の減額をいたしまして、補正前限度額 8,630 万円を補正後限度額 8,130 万円とするものでございます。合計で、補正前限度額 3 億 4,050 万円を 3 億 3,050 万円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳入の補正の内容でございます。款 1 の営業収益、項 2 営業外収益、目 2 の繰入金でございますが、141 万 5,000 円の追加でございます。内訳といたしましては、一般会計からの繰入金でございますが、人件費の補正の財源とするものでございます。款 2 資本的収入、項 1 建設改良事業収入で、目 2 県支出金で 1,060 万円の追加でございます。内容につきましては、県補助金でございますが、和良統合簡水事業にかかるものでございまして、当初予算の段階では、県の補助金が不確定でございましたので、予算処置はいたしておりませんでした。内示がこんねん度、内示がまいりましたので、今回補正をさせていただくというものでございまして、補助率につきましては、国庫補助金の 8 分の 1 というものでございます。

続きまして、目 3 の市債でございます。1,000 万円の減額でございます。内容といたしましては、ただいま御説明いたしました、和良統合簡水事業の県補助金の増額に伴う減額でございます。なお、60 万円の補助金と市債の差がございまして、この 60 万円につきましては、今回補正の財源とさせていただくというものでございます。

続きまして、目 4 の繰入金で 50 万円の減額でございます。内容につきましては、一般会計の繰入金の減額でございますが、河辺地内の国道改良に伴う消火栓設置負担金の増額により

減とするものでございます。

続きまして、目5の諸収入で、250万円の追加でございます。内訳といたしまして、雑入で250万円の追加でございますが、内容といたしましては、一般会計で出てまいりました和良統合簡水事業にかかります消火栓設置負担金の増額分といたしまして、200万円。それから河辺地内の国道改良にかかる消火栓の設置負担金といたしまして、50万円という内容でございます。

6ページをお願いいたします。歳出でございます。款1の事業費、項1営業費用、目1の総務管理費で、141万5,000円の追加でございます。内訳といたしまして、給料で43万円の追加、職員手当で3万6,000円の減額、共済費で102万1,000円の追加でございますが、人件費分でございます。職員の異動、人勧共済負担率の変更等によるものでございます。職員給与費につきましては、10名分でございます。款2の資本的支出、項1建設改良費で、目2の改良費でございますが、260万円の追加でございます。内訳といたしまして、工事請負費で200万円、補償補填及び賠償金で60万円のそれぞれ追加でございます。内容につきましては、和良統合簡水事業の消火栓設置事業費の確定に伴うもの200万円と、同事業におきまして、立木補償の必要が出てまいりまして、その追加によるもの60万円という内容でございます。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第220号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって議案第220号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第221号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程13 議案第221号 平成21年度郡上市下水道事項特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） それでは、議案第221号について、御説明を申し上げます。

議案第 221 号、平成 21 年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いいたします。平成 21 年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 698 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 3,245 万 8,000 円とする。2 項につきましては、説明を省略いたします。

4 ページをお願いいたします。まず歳入でございます。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 の一般会計繰入金で、698 万 6,000 円の減額でございます。内訳といたしまして、公共下水道一般会計繰入金で、138 万 8,000 円の追加、特定環境保全公共下水道事業一般会計繰入金で、347 万 1,000 円の減額、農業集落排水事業一般会計繰入金で、602 万 7,000 円の減額、個別排水事業一般会計繰入金で、112 万 4,000 円の追加でございますが、いずれも人件費の補正に伴う一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務管理費、項 1 総務管理費、目 1 の総務管理費で、698 万 6,000 円の減額でございます。内訳といたしまして、給料で 405 万 2,000 円の減額、職員手当で 336 万 9,000 円の減額、共済費で 43 万 5,000 円の追加でございます。これはいずれも職員の人件費でございます。職員の異動、人勤共済負担率等の変更等によるものでございます。ここでは職員給与費、16 名を見ておりましたが、職員の異動によりまして、15 名ということで、今回合わせて補正をいたしておりますので、をお願いいたします。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第 221 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 221 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第 222 号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 14 議案第 222 号 平成 21 年度郡上市介護保険特別会計補正

予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第222号の説明をさせていただきます。

平成21年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年12月7日提出 郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。平成21年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,751万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,561万9,000円とする。2項は省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。歳入でございますが、国庫負担金、介護給付費の負担金でございますが、1,398万2,000円でございます。このものにつきましては、介護サービスの中の居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、それから施設介護サービス費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費のこの4つにおきましては、当該年度実績、これまでの上半期の実績が非常に給付費が増えておるということで、それぞれ施設介護サービス費は15%でありますけども、それが増えた、増えるだろうと思われる給付費を含めて20%の国庫負担分を歳入としてみております。で、国庫補助金、調整交付金でございますが、616万1,000円。このことにつきましても、調整金の中で、8.25%、給付費の中の8.25%を調整金というふうで、調整交付金の方で見ております。地域支援事業交付金、これは242万1,000円の減でございますが、これは人件費の国の補助金、人件費の減額の40%分を見ております。

支払基金交付金、介護給付費の交付金、2,240万6,000円の増でございますが、これは2号保険者にかかる30%分でございますが、先ほどのトータルの介護給付費の30%をここで歳入としてみています。県負担金、介護給付費負担金、1029万3,000円、これは同じく先ほどの総額の給付費の額の17.5%、これは施設介護サービス費が17.5%、その他のサービスは県負担12.5%分相当分を歳入としてみております。地域支援事業交付金、補正額121万1,000円でございますが、減でございますが、先ほどの国に対しまして、県の方は20%ということで、負担割合で、減額を見ております。

他会計繰入金で、介護給付費の繰入金933万6,000円、これは給付の市の負担分の12.5%相当分でございます。その他一般会計繰入金で17万8,000円、これは人件費分につきまして、人事異動、給与に係るものでございますが、17万8,000円。それから地域支援事業繰入

金、このことにつきましては、121万1,000円の減でございますが、国、県にも先ほども減がありました、市の方は20%地域支援分の減ということで、見ております。

それから、7ページでございますが、歳出でございますが、総務管理費の一般管理費でございますが、17万8,000円。これは職員の給与に関するものでございます。保険給付費の介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費2,613万4,000円でございます。当初に比べまして、件数が213件ほど増えておりますし、それから単価も618円ほどが増えておるということでございます。地域密着型介護サービス給付費1,161万4,000円でございます。これも当初の見込みよりも件数が26件、単価におきましても約7,000円ほど単価が増えておるということでございます。

次に施設介護サービス給付費でございますが、1,913万3,000円。このことにつきましては、若干件数は減っておりますが、単価の方が1件当たり8,239円ほど単価の方が増えております。

次に居宅介護住宅改修費でございますが、277万8,000円。こちらの方も当初見込みよりも31件ほど増えております。居宅介護サービス計画給付費であります、1,502万9,000円。こちらの方は当初より325件、単価にしまして943円ほど単価も増えておるという状況でございます。それぞれサービス給付費につきましては、今いいましたように、当初の計画よりも、件数が増えたり単価が増えておるということで、補正をさせていただくものでございます。

次に基金積立金、介護給付費準備基金積立金1,129万9,000円の減でございます。当初1,600万ほどを予定しておりましたけれども、ただいま説明いたしましたように、給付費の方が増えておりました、その分この1号保険者の分を、積み立てを施すに賄っていくということで、積み立ての方は減額をさせていただくということになります。

次に包括的支援事業の任意事業でございますが、605万4,000円の減でございます。これは地域包括支援センターに勤めております職員が途中で1名退職があったということで、600万ほどの減ということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第222号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 222 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第 223 号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 15 議案第 223 号 平成 21 年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） 議案第 223 号の説明をさせていただきます。

平成 21 年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1 ページをお願いいたします。平成 21 年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,642 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8,133 万 4,000 円とする。2 項以下は省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、4 ページをお願いをいたします。歳入でございますが、一般会計からの繰入金で、1,777 万 5,000 円の減額でございます。その内訳につきましては、人件費分で、2,094 万 9,000 円の減額、それから繰越金分で、135 万 4,000 円の減額。修繕備品購入費で、452 万 8,000 円の増ということで、差引 1,777 万 5,000 円の減ということでございます。繰越金 135 万 4,000 円、前年度繰越金でございます。

5 ページでございますが、歳出の方でございますが、総務管理費、一般管理費で 2,094 万 9,000 円の減でございます。これにつきましては、郡上偕楽園、白鳥病院、和良老健施設の方の職員の給与に関する分でございます。財産管理費、452 万 8,000 円でございますが、これは郡上偕楽園の方の施設整備ということで、空調機の整備、修繕、それから屋根の雨漏りの修繕、それから業務用洗濯機が非常に危ない、使い方としては危なくなって来たということで、2 台を新しく購入させていただくというものでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（ 4 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 4 番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 5ページの職員の給与費で、確か3名ほど減ったということなんですが、これは辞められて補充はしなくてもいいという、そういう読み方なのか、今臨時で入っているのか、その辺ちょっと聞かせて欲しいと思います。

議長(美谷添生君) はい、松山郡上偕楽園長。

郡上偕楽園長(松山章君) はい。偕楽園の方でございますが、41名が39名ということで、2名の減となっております。正職員が辞められて、その補充として日々雇用職員を採用しております。よろしく願いいたします。

議長(美谷添生君) 他、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添生君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添生君) 討論なしと認め、採決をいたします。議案第223号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添生君) 異議なしと認めます。よって、議案第223号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第224号について(提案説明・採決)

議長(美谷添生君) 日程16 議案第224号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長(松井隆君) 議案第224号平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年12月7日提出 郡上市長 日置敏明。

2枚めくっていただいて、1ページを御覧いただきたいと思います。平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)でございます。平成21年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ536万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,595万4,000円とする。2項の朗読説明は省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、4ページの事項別明細書の歳入から説明をさせていただきます。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金 93万2,000円の減、これは運営費の繰入金の分でございます。基金繰入金、ケーブルテレビ事業整備基金繰入金 627万3,000円。歳出で出てまいりますが、事業を行うための繰入でございます。繰越金 2万7,000円、前年度繰越金、先に補正を行いました時に、まだこれだけ補正計上が漏れておりましたので、今回挙げさせていただきますのものでございます。

5ページ、歳出でございます。運営費、ケーブルテレビ運営費、93万2,000円の減。給料、職員手当、共済費でございます。これは人事院勧告に基づく給与改定、それから共済費の負担金掛け金率の増の分、人事の異動によるもの、それから時間外勤務手当の実績見込みによるものでございます。整備費、ケーブルテレビ整備費 630万円。これは工事請負費でございます。総務常任委員会の皆様方にはこういったケーブルテレビ放送サブ受信点（白鳥設置工事の概要）という資料をお配りをしまして、委員会で説明を申し上げました。また、他の常任委員会に所属の議員の皆様方には、資料をあらかじめ、お手元に届けさせていただいておりますので、あまり細かくは申し上げませんけれども、この総務省の方の指導によりまして、11月の13日開局予定ということで、白鳥中継局がデジタル化に向けての工事がなされて、仮免許ということで、1ワットの試験電波を発射をされましたところ、郡上市のケーブルテレビの光ファイバーを通じてのものとの混信によりまして、一部特に中継局の近くで不具合が起こったということで、何回か、その総務省の指導によりまして送信出力調整会議というところの団体の方と協議をいたしまして、その原因につきましても何回か調査をいたしまして、さらに試験的な電波も発射をしながら、対応を考えてまいりました。その結果、市といたしましては、現在アナログ放送につきましては、それぞれの地域にサブ受信点ということで、万が一の場合のためにアンテナが張ってあるわけでございますけれども、このデジタルのものにつきましても、この際白鳥の地域については、サブ受信点ということでアンテナを上げまして、ただいま申し上げました白鳥中継局からの電波を受信しまして、そのまま白鳥地域にはそのケーブルを使って流すということによりまして、この稚児山から受けた電波を現在はチャンネルプロセッサというもので、チャンネル変換をして送っておるわけでございますけれども、そこらあたりの整合性といえますか、そういったことの問題を解決をさせていただきたいということで、今回お願いをするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。議案第 224 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって議案第 224 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第 225 号について(提案説明・質疑・採決)

議長(美谷添 生君) 日程 17 議案第 225 号 平成 21 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

教育次長(常平 毅君) 議案第 225 号 平成 21 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1 ページを御覧いただきたいと思います。平成 21 年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 648 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,353 万 1,000 円とする。2 項については省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、4 ページを御覧をいただきたいと思います。歳入でございます。繰入金、目、奨学基金繰入金、補正額 262 万 1,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、前年度繰り入れ、繰越金の増に伴う減額補正でございます。次、繰越金、目、繰越金、補正額 836 万 7,000 円、これにつきましては、前年度の繰越金の増額補正でございます。次、諸収入、目、貸付金元利収入 73 万 4,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、貸付金の償還金の繰上償還等による増でございます。

5 ページでございますが、歳出でございます。目、奨学貸付金、648 万円の増額補正でございます。これにつきましては、貸付金でございますが、2 年目の一時金の貸付を実施するために増額補正をするものでございまして、内容を申し上げますと、月額の前年度に比べて、252 万円の減、一時金貸付実施のために増額する分につきましては、900 万円の増と、差引 648 万円の増額補正ということでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（ 4 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） はい、4 番です。繰越金があったものですから、基金の繰入金も減らしてというような歳入になっておりますが、これはこんねん度追加で補正が 648 万円出ておりますので、こんねん度は利用者が増えたというようなことやと思いますが、さくねんは、これ前にも聞いたんですが、繰越がこんなに残っておったということやというように思います。それで当然今年は状況が大変ですので、そういう利用者も増えるんではないかと思いますが、さくねんお聞きした時も継続がありますので、継続できておる人が。それで新規借入が非常に少なかったということやったそうです。今年この補正の分の中身についてちょっと説明がいただきたいと思います。

議長（美谷添 生君） はい。常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） はい。補正の中身ということでございますが、今回貸付金の増額補正をさせていただきました分につきましては、2 年目の一時金貸付を 20 名を想定をして増額補正をしたというものでございます。今、野田議員がおっしゃいます月々の貸付につきましては、これは新年度予算で対応させていただくということでございますので、よろしくお願いいいたします。

（ 4 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） 一時金貸付というのは、50 万やったかや。それがこれで見ると、どんだけになるんですか。人数は。

議長（美谷添 生君） はい。常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） 一時金貸付を 20 人想定してございますので、1,000 万円ということでございます。

議長（美谷添 生君） 他、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） はい。質疑なしと認め、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第 225 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 225 号は原案のとおり可とす

ることに決定しました。

議案第 226 号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 18 議案第 226 号 平成 21 年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 議案第 226 号 平成 21 年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第 1 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

2 枚めくっていただきまして、1 ページをお願いをします。平成 21 年度郡上市の北濃財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 557 万 3,000 円とする。第 2 項につきましては、省略させていただきます。

それでは最後 4 ページでございますが、見ていただきたいと思います。歳入でございますが、分担金及び負担金の負担金、農林水産業負担金としまして、62 万円の増、それから歳出ですが、林業振興費で同じく増額をさせていただいております。なお、節のところでは需用費のところでは 1,000 円減額し、委託料で 62 万 1,000 円としてございます。ここで少し御説明をさせていただきたいと思いますが、当初この北濃財産区につきましては、当初の予定では木曾三川の水源造成公社の分収林の事業と、それから岐阜県森林公社の分収林による造林の事業と、2 つを手がけたいということで、つもりをしておられましたが、このところ事業の、そちらの事業の実施のめどが立たないということとなつてまいりました。それで、そこで変わつてですね、このほど森林総合研究所での事業がやっていただけるという状況になりました。事業内容は、保育間伐で 11.75 ヘクタールの面積に相当するものなのですが、見込みが出て来ました。実施していただけることとなりました。その分当初 238 万円当初枠で組んでおりましたが、都合 62 万円増やさせていただき、それぞれ歳入歳出増やさせていただき、そちらの事業を手がけるという状況になってまいりましたので、今回補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。議案第 226 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって議案第 226 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第 227 号について(提案説明・採決)

議長(美谷添 生君) 日程 19 議案第 227 号 平成 21 年度郡上市水道事業会計補正予算(第 2 号)について を議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

水道部長(木下好弘君) 議案第 227 号 平成 21 年度郡上市水道事業会計補正予算(第 2 号)について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いをいたします。総則第 1 条、平成 21 年度郡上市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。業務の予定量、第 2 条、平成 21 年度郡上市水道事業会計第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。主な建設改良事業といたしまして、まず新設拡張費で八幡地域の市民病院アクセス道路関連配水管布設事業 350 万円の追加でございます。

続きまして、配水改良費の追加でございますが、八幡地域で、市道改良に伴う配水管支障移転事業、大正町と日吉町でございますが、560 万円でございます。白鳥地域の大島地内でございますが、萩原農道改良関連配水管支障移転事業で 660 万円でございます。

収益的収入及び支出、第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入でございます。2 款の白鳥地域水道事業収益の営業収益で 400 万円の追加をいたしまして、補正後の予定額を款 2 の白鳥地域水道事業収益で 1 億 6,168 万 7,000 円、1 項の営業収益で 1 億 138 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、支出でございます。1 款の八幡地域水道事業費用の営業費用で、847 万 6,000 円の減額をいたしまして、1 款、八幡地域水道事業費用の補正後の予定額を 1 億 1,384 万 9,000 円、同じく営業費用を、1 億 255 万 7,000 円とするものでございます。

続きまして、2 款の白鳥地域水道事業費用の営業費用でございますが、307 万 8,000 円を

追加いたしまして、補正後の予定額を2款の白鳥地域水道事業費用で1億6,076万5,000円、同じく営業費用で1億1,281万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。第4条、予算第4条本文括弧書中、八幡地域の資本的収入及び支出の予定額の(不足する額1億1,563万4,000円)を(不足する額1億2,473万4,000円)に、(過年度分損益勘定留保資金1億397万6,000円)を(過年度分損益勘定留保資金1億1,307万6,000円)に、白鳥地域の資本的収入及び支出の予定額の(不足する額3055万2,000円)を(不足する額3,255万2,000円)に、(過年度分損益勘定留保資金3055万2,000円)を(過年度分損益勘定留保資金3,255万2,000円)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、2款の白鳥地域資本的収入の、2項、負担金で460万円の追加をいたしまして、補正後の予定額を款2の白鳥地域資本的収入で、7,847万6,000円、同負担金で、1,280万円とするものでございます。

続きまして、支出でございますが、1款の八幡地域資本的支出の建設改良費で、910万円の追加をいたしまして、補正後の予定額を1款、八幡地域資本的支出で、1億2,830万4,000円、同建設改良費で、1,664万6,000円とするものでございます。続きまして、2款の白鳥地域資本的支出の建設改良費でございますが、660万円の追加をいたしまして、補正後予定額を2款、白鳥地域資本的支出で、1億1,102万8,000円、同建設改良費で、4,466万円とするものでございます。第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。予算第6条に定めました経費の予定額を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の八幡地域水道事業で847万6,000円の減額をいたしまして、4,037万7,000円に、白鳥地域水道事業で92万2,000円の減額をいたしまして1,969万5,000円とするものでございます。

続きまして、7ページ以降で、補正の内容につきまして御説明をいたします。まず7ページを御覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、2款の白鳥地域水道事業収益、営業収益の受託工事収益で、400万円の追加でございます。これは白鳥町大島地内の萩原農道改良関連の仮配水管工事を行うものでございますが、この受託工事の県からの補償費でございます。

続きまして、支出でございますが、1款の八幡地域水道事業費用の営業費用、配水及び給水費で910万4,000円の減額でございます。内訳といたしまして、給料で424万7,000円の減額、手当で326万3,000円の減額、法定福利費で91万6,000円の減額、退職給与金で67万8,000円の減額でございますが、人件費でございます。職員の異動、人勧共済費負担率の変更等によるものでございます。合わせまして、この目では、当初予算で4名の人件費を

見ておったものを1名減といたしまして、3名分ということでございますので、お願いをいたします。

続きまして、総係費でございますが、62万8,000円の追加でございます。内訳といたしまして、給料で22万2,000円の追加、手当で7万8,000円の追加、法定福利費で29万2,000円の追加、退職給与金で3万6,000円の追加でございますが、いずれも人件費でございますので、お願いをいたします。職員給につきましては、2名を見ております。

続きまして、2款の白鳥地域水道事業費用の営業費用、配水及び給水費で、1万円の減額でございます。内訳といたしまして、給料で4万円の追加、手当で15万6,000円の減額、法定福利費で9万9,000円の追加、退職給与金で7,000円の追加でございます。これも人件費の補正でございますので、お願いをいたします。職員給につきましては、1名分を見ております。

続きまして、受託工事費でございます。400万円の追加でございます。工事請負費でございますが、内容といたしましては、白鳥町大島地内の萩原農道改良関連に伴います、仮配水管工事でございます。延長は700mでございます。

続きまして、総係費でございます。91万2,000円の減額でございます。内訳といたしまして、給料で64万8,000円、手当で13万6,000円、法定福利費で2万5,000円、退職給与金で10万3,000円のそれぞれ減額でございます。人件費にかかるものでございます。給料としましては、2名分を見ております。

続きまして、8ページをお願いをいたします。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、款2の白鳥地域資本的収入の負担金で、460万円の追加でございます。他会計負担金で460万円でございますが、萩原農道改良関連の配水管の支障移転でございますが、移設事業の県の補償費でございます。こちらは本管の移設の方の補償費でございます。460万円でございます。

続きまして、支出でございます。1款の八幡地域資本的支出の建設改良費で、まず新設改良費で350万円の追加でございます。内訳といたしましては、工事請負費で350万円でございますが、内容につきましては、市民病院アクセス道路関連の配水管の布設工事で、350万円の追加でございますが、延長が104mでございます。

続きまして、配水改良費で、560万円の追加でございます。これも工事請負費でございます。内容といたしましては、市道改良に伴います配水管の支障移転工事でございますが、大正町とそれから日吉町、下日吉地内でございますが、延長170mでございます。

続きまして、2款の白鳥地域資本的支出の建設改良費の配水改良費で、660万円の追加でございます。工事請負費の660万円でございますが、萩原農道の配水管の支障移転工事費、

延長 330m分の 660 万円でございます。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第 227 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 227 号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第 228 号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 20 議案第 228 号 平成 21 年度郡上市病院事業等会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

池田郡上市市民病院事務局長。

郡上市市民病院事務局長（池田 肇君） それでは御説明をします。議案第 228 号平成 21 年度郡上市病院事業等会計補正予算（第 3 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

1 枚おめくりをいただいて、1 ページを御覧いただきたいと思います。

総則、第 1 条、平成 21 年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第 2 条、平成 21 年度郡上市病院事業等会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。今回は支出のみの補正でございます。支出ですが、1 款の郡上市市民病院事業費、1 項の医業費用でございますが、2,243 万 4,000 円の減額をお願いするものでございます。合わせて 2 款の郡上市国保白鳥病院、こちらの 1 項ですが、医業費用で、86 万 5,000 円の減額。合わせまして 3 項で、訪問看護ステーション事業費用で、86 万 5,000 円、こちらは増額でございます。プラマイしますと、今回補正はございませんが、それぞれで 86 万 5,000 円をお願いをします。トータルで 2,243 万 4,000 円でございます。

第 3 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）の職員給与費でございますが、補正予定額を 2,243 万 4,000 円の減額とするものでございます。

何枚かおめくりをいただきまして、15ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。支出ですが、郡上市民病院事業費、それから1目の給与費でございますが、給料が1,498万円の減、手当が3,814万8,000円の減、それから賃金につきましては、1,838万4,000円の増でございます。法定福利費につきましては、1,231万円の増でございます。これは、別紙明細としておりますが、9ページに職員数の明細を書いておりますが、ほんねんの4月から、ほんねんの12月1日にかけて、職員数が169人から165人に減になったということでございます。それに絡む給与費でございます。手当につきましては、その4人の減と合わせて人事院勧告によるもので、こちら減額でございます。賃金につきましては、非常勤内科医師、あるいは看護師の増ということで、こちらは増額をお願いするものでございます。法定福利費につきましては、共済組合の負担率の増ということでございます。合わせまして、2項の国保白鳥病院でございますが、1目の給与費でございます。給料については、120万6,000円の減額。手当につきましては、616万5,000円の減額。賃金につきましては、156万2,000円の増、法定福利費につきましては、494万4,000円の増でございます。合わせて3項の、訪問介護ステーション事業費用、こちら給与費でございますが、給料が2,000円の減、手当が75万6,000円の増、法定福利費が11万1,000円の増でございます。白鳥病院につきましても、職員数が、6ページに出ておりますが、4月あるいは12月の関係で1人減ということで、それに伴うものと人事院勧告によるもので、それぞれで減額をしておるものでございます。以上説明を終わります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第228号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第228号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第229号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程21 議案第229号 財産の取得についてを議題といたします。説明を求めます。

井上建設部長。

建設部長（井上保彦君） それでは、議案第 229 号につきまして、御説明を申し上げます。

議案第 229 号財産の取得について。

次の財産を取得することにつき、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

1、取得する財産の種類、土地及び建物。2、取得する財産の所在、土地、郡上市白鳥町白鳥字新造洞口 528 番 3 外 2 筆。建物、郡上市白鳥町白鳥字新造洞口 528 番地 3。3、建物の構造・規模、鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 2 棟及び附属建物。4、財産の面積、土地、5,780.37 平方メートル（3 筆）、建物、5,045.95 平方メートル、これには附属施設を含んでおります。5、財産の取得予定金額、土地及び建物、4,644 万 4,202 円（消費税含む）6、契約の相手方、神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8、独立行政法人 雇用・能力開発機構 理事長 丸山 誠。7、財産取得の目的、郡上市内の、自力で住宅を確保することが困難な住宅困窮者に対する公的賃貸住宅の供給として、特に高齢者・障害者・母子世帯・又は Uターン・Iターン等の転入者などの住宅需要に対応し、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、対象となる財産を取得して有効活用を図る。

1 ページおめくりいただきますと、取得する財産の土地建物の内訳でございます。土地につきましては、3 筆でございます。建物につきましては、住宅部分の他に集会所、機械室、自転車置場、ポンプ室、プロパン庫などがございます。それから土地の取得価格でございますが、これにつきましては、公共の目的に使用するという事で、通常の半額相当額ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第 229 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって議案第 229 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議長（美谷添 生君） ここで、先ほど 4 番議員の質問の中で、答弁のあれとった部分につ

きまして、申し出がございましたので、健康福祉部長の方から、説明を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） 先ほどは失礼しました。国保特別会計の繰越金のその他繰越金のところがございますけども、款項目のところ、この場合は、01で療養給付費等交付金繰越金というものを設けております。で、その次がその他繰越金ということで、繰越金の前年度繰越金を2つ分けておるもんですから、療養給付費等の交付金があった場合はそちらの方で見させていただき、その他のものはその他の繰越金ということで、一括で見えておることですので、よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） それでは報告を終わります。

---

議発第11号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程22 議発第11号 東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

日置議会事務局長。

---

議会事務局長（日置良一君）

議発第11号

東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成21年12月7日提出。

提出者 郡上市議会議員 清水敏夫

賛成者 郡上市議会議員 鷺見 馨

賛成者 郡上市議会議員 森 喜人

郡上市議会議長 美谷添 生様。

東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める意見書（案）

東海北陸自動車道は、東海地方と北陸地方を直結し、中部圏の一体的発展を図る上で、極めて重要な骨格的交通網である。

平成20年7月には、念願であった全線が開通し交通量が大幅に増加すると共に、観光客も北陸方面を中心に大幅に増加するなど様々な整備効果を発揮している。

一方、路線の約6割の区間は、未だ高速道路として不完全な暫定2車線区間であり、今年のゴールデンウィークには43kmの大渋滞が発生するなど、観光シーズンや休日を中心に交通渋滞が頻発しており、地域経済への影響が懸念されている。

また、安全性の面からも、中央分離帯が無いことから正面衝突事故など深刻な事故が発生しており、抜本的な対策として、一日も早い4車線化が必要となっている。

そうした中、今年4月には、第4回国土開発幹線自動車道建設会議において、白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間の4車線化が承認され、国の1次補正予算により事業が採択されたところであるが、9月に誕生した新政権により、地方の意見を十分聞くことなく事業が執行停止されたことは誠に遺憾である。

よって国におかれては、1日も早く事業を復活されるよう次の事項について強く要望する。

#### 記

1. 平成21年度1次補正で採択され、その後、執行停止された白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間の4車線化について、平成22年度予算で復活すること。
2. 4車線化の実施にあたっては、地方の負担を極力少なくする措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月7日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

行政刷新担当大臣

---

議長（美谷添 生君） それでは提出者の説明を求めます。

15番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） はい、15 番 清水敏夫です。

ただいま、事務局の方から朗読をしていただきまして、中身は以上申し上げたとおりでございますが、もう既に議員各位、新聞報道あるいはテレビの報道等で御承知のように、こんねん 9 月の新政権誕生は、私ども期待をしておりました白鳥以北の高速道路の 4 車線化が、いち早くといいますが、地方の意見を十分聞くことなく、執行停止をされたということは御承知のとおりであります。ここにも書いてございますように、この 4 車線化は非常に重大な路線であることや、あるいは地域の経済振興、そしてまた 1 番心配をされます交通事故、正面衝突等ですね、分離帯もないことから、そういう事故も懸念をされる中で、この地域の者にとりましては、どうしても早急に 4 車線化をして欲しいということで、前政権において補正予算で見ていただき、国、県についてもその財源補正もしていただいたところでございますが、結果、現在は執行停止ということでございます。

今、新政権は、とにかく新しい政権ということから、色んな仕組みを総ざらいといいますが、見直して行こうというふうな流れの中で、事業仕分けとかあるいは見直し、削減、そういったことが、進められております。そういう中で私ども、郡上市のような地方市にとりまして、従来の国への提案であるとか要望活動が、どうも大きくそのシステムが様変わりをしてきておりまして、地方の声が、容易に従来のように、大臣とかあるいは省とか、いうところへ直接に行くことが非常に難しい状況の中になっておることも、どうも事実のように思われます。私ども議会としましては、先般も産業建設委員会で論議を交わしまして、是非この執行停止につきましては、22 年度の本予算で必ずや復活をしていただきたいということと、さらには国、県で手当をされております、この道路の財源の負担についても、地方の負担がないように是非進めていただきたいということと、とりあえずこの今郡上にとりまして、早急の課題であります 4 車線化の早期実現につきまして、関係職の方へ意見書を提出するというところで合意をいたしました。各位の御協力いただきまして、是非ともこの意見書採択をしていただきますよう、お願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） それでは、本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。議発第 11 号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。議発第 11 号については、原案を可とすることに決定しました。

---

報告第 21 号について（報告）

議長（美谷添 生君） 日程 23 報告第 21 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 報告第 21 号専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 21 年 12 月 7 日提出 郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、専決第 7 号でございます。専決処分書。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 21 年 11 月 19 日。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成 21 年 10 月 6 日午後 3 時 35 分頃、郡上市八幡町五町地内市道五町区内 12 号線上において、公用車が市道を右折する際、前に軽トラックが停止しているのに気づくのが遅れ衝突した。市は示談により賠償する。

2 番に相手方を記載してございます。3 番の損害賠償の額でございますが、65,281 円とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 以上で、報告第 21 号の報告を終了いたします。

---

議報告第 10 号について（報告）

議長（美谷添 生君） 日程 24 議報告第 10 号 諸般の報告について。議員派遣報告は、別紙写しのとおり報告がありましたので、お目通しをいただき、報告に変えます。

---

議報告第 11 号について（報告）

議長（美谷添 生君） 日程 25 議報告第 11 号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に変えます。

11 月 27 日までに受理しました請願、陳情、要望はお手元に配布しました請願、陳情、要望文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託しましたので、報告します。

---

散会の宣告

議長（美谷添 生君） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

長時間にわたり、慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦勞さんでございました。

(午後2時22分)

上記会議の経過を掲載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      美谷添      生

郡上市議会議員      上   田      謙   市

郡上市議会議員      武   藤      忠   樹

# 議 案 付 託 表

平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会（12 月定例）

委員会	議案番号	件 名
総 務 常 任 委 員 会	第 212 号	郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 213 号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	第 214 号	郡上市税条例の一部を改正する条例について
	第 215 号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 216 号	郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
	第 217 号	郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	第 217 号	郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について

## 請願・陳情・要望文書表

平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会（12 月定例）

受理番号	受 理 年月日	件名及び要旨	要望者の住所及び氏名	紹介議員	付 託 委員会
請願 2	平成 21 年 11 月 26 日	細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書	新日本婦人の会郡上市部 川上 芳子	金子智孝 野田龍雄	文教民生常任委員会
請願 3	平成 21 年 11 月 27 日	核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める請願書	原水爆禁止郡上協議会 代表 加藤 雅子	野田龍雄	総務常任委員会
請願 4	平成 21 年 11 月 27 日	再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書	治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 岐阜中濃支部 代表 古田 信一	野田龍雄	総務常任委員会
陳情 1	平成 21 年 10 月 29 日	就学援助制度の拡充・高校授業料の無料化・給付制奨学金制度の創設を求める意見書の採択に関する陳情	ゆきとどいた教育をすすめる 岐阜県実行委員会 実行委員長 近藤 真	-	文教民生常任委員会
陳情 2	平成 21 年 11 月 9 日	地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立 尾中部地方整備局の事務所・周長所の存続について意見書の提出を求める陳情書	国土交通省全建設労働組合 岐阜国道支部 支部長 高橋 衛	-	産業建設常任委員会

要望 9	平成 21 年 10 月 22 日	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について（依頼）	ダム・発電関係市町村全国協議会 会長 辻 一幸	-	総務 常任 委員会
要望 10	平成 21 年 10 月 27 日	現行の福祉医療費助成制度(重度障害者医療費助成制度)の継続及びこの制度に一部自己負担導入しないことを求める要望書	郡上市腎臓病患者連絡協議会 協議会会長 筒井 利幸 郡上腎友会会長 藤村 富美男 白鳥腎友会会長 渡瀬 澄生	-	文教民 生常任 委員会